IFRS適用レポート

2015年4月15日

金融庁

目次

+	タラ マンフィング マンフィング マンディ アイ・カー・ファイン マン・カー・ファイン マン・カー・ファイン マン・カー・ファイン マン・カー・ファイン マン・カー・ファイン マン・カー・ファイン マン・カー・ファイン マン・カー・ファイン マン・ファイン マン・カー・ファイン マン・カー・ファイン マン・カー・ファイン マン・カー・ファイン マン・カー・ファイン マン・カー・ファイン アン・ファイン アン・フィン アン・ファイン アン・フィン アン・フィン アン・フィン アン・フィン アン・フィン アン・フィン アン・ファ アン・ファ アン・フィン アン・フィン アン・ファ アン・ファン アン・ファ アン・ファン・ファ アン・ファ アン・ファン アン・ファン・ファ アン・ファン・ファ アン・ファン アン・ファン アン・ファン アン・ファン・ファン アン・ファン アン・ファン・ファン アン・ファン・ファン アン・ファン アン・ファン・ファン アン・ファン アン
4	不知

Ι.	調査の	経緯・目的	1
Π.	IFR	S任意適用企業の現状等	1
Ш.	質問·	ヒアリング調査の対象・方法	4
IV.	任意谴	i用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリット	4
v .	移行フ	゚ロセスと社内体制	7
VI.	移行口	スト(主としてシステム対応)	9
VII.	会計項	[目への対応と監査対応・人材育成	12
VIII.	まとめ)	14
箵	料編		
		経緯・目的	
		S任意適用企業の現状等	
		ヒアリング調査の対象・方法	
		课	
1.		R S の任意適用を決定した理由・経緯	
	(1)	任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリット	
	①	経営管理への寄与	
	2	比較可能性の向上	
	3	海外投資家への説明の容易さ	
	4	業績の適切な反映	
	⑤	資金調達の円滑化	
	6	その他	
	(2)	財務諸表において重視している数値	
	(3)	IFRSへの移行プロセス	
2.		マSへの移行準備・移行コスト	
	(1)	I FRSへの移行期間(全体)	
	(2)	業務別の移行期間	
	1	会計基準の差異分析	
	2	システム対応	
	3	財務諸表一式の作成(テスト段階)	45

	4	内部統制の構築	46
	(3)	I FRSへの移行にあたって構築した社内体制	47
	(4)	外部アドバイザーの利用状況	48
	(5)	IFRSへの移行に直接要した総コスト	50
	1	外部アドバイザー	51
	2	監査法人	52
	3	システムの導入又は更新	52
	4	その他の支出	52
	(6)	IFRS適用後における定常状態に移行した後のランニング・コスト	53
3.	IFF	RS移行時の課題をどう乗り越えたか	. 54
	1	特定の会計基準への対応	54
	2	人材の育成及び確保	58
	3	会計システムの導入又は更新	59
	4	その他	60
	⑤	内部統制の構築	60
4.	監査対	村応	. 61
	(1)	監査対応に関する課題	61
	1	I FRSの解釈	61
	2	監査法人の知識・経験不足	63
	3	対応時間の増加	63
	4	ビジネスの実態判断	63
	⑤	その他	64
	(2)	監査対応に関する課題への対処	64
	(3)	監査対応における改善事項	65
5.	移行に	こよるメリット	. 66
6.	移行に	こよるデメリット	. 68
	(1)	IFRSへの移行に伴うデメリット	68
	1	実務負担の増加	68
	2	コストの増加	69
	3	業績の表示	69
	4	適用の困難さ	70
	(2)	移行前に想定していなかったデメリット	70
	(3)	移行前に想定したほどではなかったデメリット	70
7.	要望.		. 72
	(1)	IASBやASBJに対する要望	72
	1	IASBに対する要望	72

	2	A S B J に対する要望	72
((2)	金融庁への要望	73
((3)	監査人に対する要望	74
((4)	アナリスト等の財務諸表利用者に対する要望	74
((5)	その他	74
8.	IFR	Sの任意適用を検討している企業へのアドバイス	75
((1)	任意適用のメリット	75
((2)	IFRSへの移行プロセス	75
((3)	人員体制	76
((4)	会計基準への対応	76

I FRS適用レポート(本編)

Ⅰ.調査の経緯・目的

企業会計審議会は2009年6月に「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」を公表した。この中間報告を踏まえ、2009年12月に関係内閣府令が改正され、2010年3月期から、国際会計基準(IFRS)に準拠して作成した連結財務諸表を金融商品取引法の規定による連結財務諸表として提出することが認められた。

その後、企業会計審議会は、2012年7月に「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」(以下「中間的論点整理」という。)、2013年6月に「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(以下「当面の方針」という。)を公表しており、その中で、IFRSの任意適用の積上げを図ることが重要であることの考え方が示されるに至った。2014年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」においては、閣議決定レベルでは初めて「IFRSの任意適用企業の拡大促進」が明記された。

さらに、この「『日本再興戦略』改訂2014」においては、「従来進めてきた施策に加え、IFRSの任意適用企業がIFRS移行時の課題をどのように乗り越えたのか、また、移行によるメリットにどのようなものがあったのか、等について、実態調査・ヒアリングを行い、IFRSへの移行を検討している企業の参考とするため、『IFRS適用レポート(仮称)』として公表するなどの対応を進める。」とされた。

本レポートは、当該閣議決定に基づき、IFRS任意適用企業の実態調査・ ヒアリングを実施し、IFRSへの移行に際しての課題への対応やメリットな どをとりまとめたものである。

II. I FRS任意適用企業の現状等

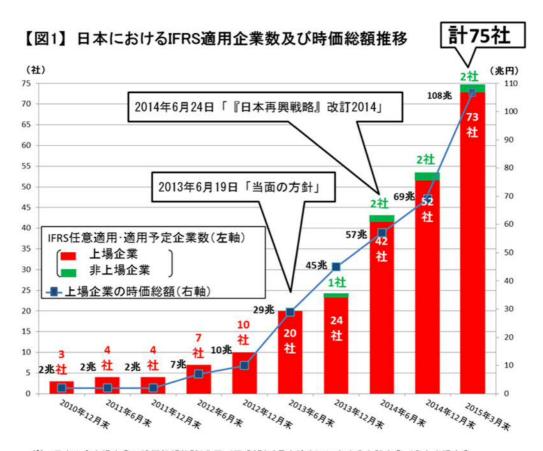
(1) IFRSの任意適用企業(適用予定企業を含む。以下同じ。)は、着実 に増加している。

2010年3月期からIFRSに準拠した連結財務諸表を金融商品取引法による連結財務諸表として提出することが認められたが、当該期から最初の任意適用企業による提出があった。

その後、2012年7月の「中間的論点整理」公表時には7社であった企業数は、2013年6月の「当面の方針」の公表時には20社、そして2014年6月の「『日本再興戦略』改訂2014」の閣議決定時に

は44社と増加した。

さらに、「『日本再興戦略』改訂2014」の閣議決定後は、これまで以上の増加ペースとなり、2015年3月31日時点では75社となっている【図1】。



※ 日本の全上場企業の時価総額約581兆円 (平成27年3月末時点) に占める上記企業 (うち上場企業73社) の割合は、18.5% (約108兆円)。

- (2) これを東京証券取引所が採用している業種別分類(33業種)でみると、2015年3月31日時点のIFRS任意適用上場企業73社は、21業種にまたがっている。この特徴としては、
 - ① 業種別には、電気機器(11社)、医薬品(10社)、卸売業(8社)、 サービス業(7社)、情報・通信業(7社)、輸送用機器(5社)、化 学(5社)、といった業種で適用企業が多いこと
 - ② 業種の中で、時価総額の大きい企業が任意適用すると、他にも任意 適用する企業が増加する傾向がみられること

が挙げられる【表1】。

【表1】日本における業種別のIFRS適用状況

		IFRS任意適用企	業が存在する業種	(計21業種)		
業種	医薬品 (10/62社)	卸売業 (8/339社)	石油·石炭製品 (1/13社)	情報・通信業 (7/370社)	食料品 (1/133社)	精密機器 (1/51社)
企業名	(1) 武田薬品工業 (2) アステラス製業 (3) エーザイ (4) 中外製薬 (6) 小野薬品工業 (8) 第一三共 (9) 田辺三菱製薬(デ約) (12) 参天製薬(デ約) (12) 参天製薬(デ約) (33) ゲーエスイゲールプ (予約)	(1) 三菱商事 (2) 三井物産 (3) 伊藤忠商事 (4) 住友商事 (5) 丸紅 (7) 日立ハイヤノロジーズ (予定) (14) 双日 (27) 伊藤忠エネクス	(1) J X ホールディングス(子定)	(3) ソフトバンク (4) KDDI (平定) (5) ヤフー (11) ネクソン (20) コナミ(予定) (22) 伊藤忠 ナバリューションズ (180) ホットリンク(平定)	(1)日本たばこ産業	(1) HOYA
特価総額合計(A) (兆円)	18. 7	12.7	1. 2	19. 7	7. 6	2. 1
当該業種の 寺価総額合計 (B) (兆円)	28. 4	23. 3	2. 8	52. 6	26. 6	8. 3
(A/B)	66%	55%	41%	37%	29%	25%

業種	サービス業 (7/372社)	金属製品 (1/92社)	ガラス・土石製品 (2/61社)	化学 (5/216社)	輸送用機器 (5/99社)	その他金融業 (2/32社)
企業名	(2)楽天 (5)電通 テ東) (6)エムメー (14)ディー・エヌ・エー (19)アック・シドラ東) (37)テク・プロトD (49)ネクスト(予定)	(1) LIXILが ループ (手定)	(1) 旭硝子 (9) 日本板硝子	(2) 花王 (予定) (7) 日東電工 (8) 三菱ケミカルHD(予定) (15) 日立化成(予定) (61) 日本合成化学工業(予定)	(2) 本田技研工業 (予定) (4) デンソー (予定) (28) ケーヒン (34) エフ・シー・シー (予定) (51) ユタカ技研 (予定)	(2)日本取引所グルブ(+定) (8)日立キャビタル(+定)
時価総額合計(A) (兆円)	5. 8	0.9	1.0	6. 1	12. 2	1. 3
当該業種の 時価総額合計(B) (兆円)	25. 1	4. 3	5. 1	34. 2	69. 5	7.9
(A/B)	23%	21%	20%	18%	18%	16%

業種	小売業 (2/348社)	電気機器 (11/270社)	鉄鋼 (1/49社)	証券、商品先物取引集 (2/42社)	機械 (3/231社)	ゴム製品 (1/19社)
企業名	(1) 77-ストリテイリング (23) すかいらーく	(4) 日立製作所 (予定) (11) 東芝 (予定) (12) 富士通 (18) リコー (23) コニカミノルタ (予定) (50) 日立国際電気 (予定) (55) アンリツ (64) クラリオン (予定) (135) 日本電波工業 (160) 次デュポレラジン(予定)	(4)日立金属(予定)	(3) S B I HD (10) マネックスケルブ	(13) 日立建機(守定) (22) DMG森精機(守定) (38) 日立工機(守定)	(5) 住友理工 (予定)
時価総額合計(A) (兆円)	5. 2	10. 7	0.8	0. 4	0.8	0.1
当該業種の 時価総額合計(B) (兆円)	32. 7	70. 5	8. 2	6. 7	27. 8	5. 7
(A/B)	16%	15%	10%	6%	3%	2%

業種	非鉄金属 (1/36社)	陸運業 (1/65社)	不動産業 (1/116社)
企業名	(12) アサヒ H D (予定)	(21) 日立物流 (テ定)	(31) k-te1
時価総額合計(A) (兆円)	0.07	0. 2	0.04
当該業種の 時価総額合計(B) (兆円)	4. 5	21. 8	16. 4
(A/B)	2%	1%	0. 2%

IFRS任意適用企業が存在しない業種 (計 12業種)							
水産・農林業 鉱業 建設業 繊維製品							
1 2 社	7 社	176社	56社				
パルプ・紙	その他製品	電気・ガス業	海運業				
26社	111社	2 5 社	15社				
空運業	倉庫 運輸開連	銀行業	保険業				
5社	4 1社	93社	13社				

⁽注1) 上場企業を対象 (注2) IFRS任意適用上場企業(適用予定を含む)及び 時価総額は平成27年3月末時点。 (注3) 企業名の左の数字は、業種別における時価総額の順位

Ⅲ. 質問・ヒアリング調査の対象・方法

今回、質問調査票の送付及びヒアリングによる調査は、2015年2月28日までにIFRSを任意適用した企業(40社)、及び同日までに日本取引所グループの適時開示情報閲覧サービス(TDnet)においてIFRSの任意適用を予定している旨を公表した企業(29社)の計69社(国内非上場企業2社を含む)を対象として実施した。

調査に当たっては、69社全社に対してあらかじめ質問調査票を送付した。 そのうち、回答を寄せた企業は65社であった(回収率94.2%)。また、 IFRS任意適用企業が有する、例えば業種ごとの問題点をより具体的に把握 するため、65社のうち28社に対して直接ヒアリング調査を実施した。

(対象企業及び質問調査項目の詳細、「資料編」 P22~26参照)

Ⅳ. 任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリット

IFRSの任意適用を決定した理由又は移行前に想定した主なメリットについて、以下の項目から選択する形で書面調査を実施し、65社から回答を得た。

調査結果は以下のとおりであった。

【表2】IFRSの任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主な メリットとして1位に順位付けした項目別の回答数

項目	回答数
①経営管理への寄与	29社
②比較可能性の向上	15社
③海外投資家への説明の容易さ	6社
④業績の適切な反映	6社
⑤資金調達の円滑化	5社
⑥その他	4 社

本調査項目のポイントは、以下のとおりと考えられる。

(1) ①の「海外子会社等が多いことから、経営管理に役立つ」との回答 が最多であったこと

今回の調査で最も多数の企業(29社)が、①の「海外子会社等が多いことから、経営管理に役立つ」を、任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリットと考えたと回答している。その回答内容を見ると、

- ・ 海外子会社が多く、同じ製品を複数の拠点で製造・販売している ことから、業務の効率性を比較するためには、共通の「モノサシ」 で業績の認識・測定がなされないと公正に評価できない。
- ・ 各地域の子会社から決算データの一次情報である試算表を I F R S ベースで収集し、連結グループ全体をあたかも「一つの会社」と みなして決算を締めることにより、各社の棚卸資産やキャッシュ・フローの変動から事業上の課題を早期に発見し、財務の透明性・ガバナンスを高めることが目的である。

といった代表例にみられるように、①を挙げた企業は、単に海外子会社を通じた会計基準の統一というメリット、導入理由を越えて、IFRSを用いてグローバルベースの統一した業績の測定・管理、財務の透明性の高度化等を目指すという、高い理念を有していることが明らかになった。

また、例えば、

- ・ これまでは、グローバルベースという観点のみならず、事業ごと、 地域ごとという観点からも、子会社のコントロールが十分にできて いなかった。 IFRSを用いて、各事業を縦軸、会計・資金・税務 などの機能を横軸として整理し、上流から下流まで全体を通して経 営管理を行うことが重要と考えている。
- IFRSの導入は、財務会計の対応だけに限らず経営管理の「モノサシ」を統一し、そのことにより経営管理の高度化を図るプロジェクトとしてスタートした。プロジェクトの目的は、会計基準の変更ではなく経営管理の強化であった。

といった回答が多かったことは、グローバルに発展する我が国の企業において、会計基準の採択という財務会計上の対応のみならず、経営管理の高度化を図るためにIFRSを有効に活用することが重要であると広く認識されるに至っていることが窺われる。

(2) 同業他社との比較可能性の向上や投資家への説明の容易さを目的とする企業が多かったこと

財務情報の開示は、投資家に対して、適正かつ有用な投資情報を提供することを一つの目的としている。

こうした観点からは、国内外の投資家にとって、提供される財務情報 の比較可能性が高く、分析が容易であることが求められる。

IFRSが多数の海外企業において採用されている中、国内外の同業他社との比較可能性の向上の観点からIFRSを適用したとする企業が相当数みられた。

例えば、

- 当社の株主は約3割を外国人投資家が占めている。また、競合相手は世界各地に存在するが、一番の競合相手は欧州メーカーになる。 投資家が当社を同業他社と比較する上でも、当社が自社と競合他社を比較する上でも、IFRSを導入することにより比較可能性が高まる。
- 国内の同業他社が先にIFRSに移行し、他の同業他社も追随する動きがあり、マーケットから同一業種における比較可能な財務情報の開示の期待があった。

といった回答があった。これらの回答の中には、自社が他社との比較可能性を高めることができることによる、経営管理面のメリットも認識している企業があったことは重要であると考えられる。また、

・ 海外投資家に説明する際に、常にIFRSとの差異を意識して説明していた。IFRSに移行したことにより、有価証券報告書のために作成した財務諸表をそのまま用いて海外投資家への説明ができるようになり、利便性が高まると考えた。

との回答もあり、投資家との関係を重視しつつ、社内的にも、投資家

向け広報活動 (IR) 上の利便性の向上といったメリットも享受することを目指している企業もあることは注目される。

(3) その他、④の「業績の適切な反映」を主なメリットと考えたと回答した企業が6社あったが、これらの中には、のれんの非償却や有給休暇引当金の計上をメリットとして挙げている企業もあった。

Ⅴ. 移行プロセスと社内体制

IFRSへの移行プロセスに関して、具体的に移行を提案した主体については、CEOやCFOが直接関与した、いわば「トップダウン方式」と、経理部門中心に提案がなされた、いわば「ボトムアップ方式」と回答した企業に分れた。(「資料編」P34, 35 参照)

これは、どちらが望ましいという問題でなく、IV. で述べた I F R S への移行の主なメリットに係る認識等により、様々であると考えられる。 例えば、

・ 海外での資金調達を経営陣が決定し、これを実現するために、IFRSの 適用が指示された。

といったケースなどは、まさに経営事項として経営陣がIFRS適用を決定することとなる。

これに対し、「経営管理の高度化」を求める場合には、経営層から提案される場合もあるが、ボトムアップで経理部門の提案としてプロジェクトが始まる場合もある。

いずれにしても、次の回答例にみられるように、各企業が共通して述べているのは、移行プロセスにおいて、経営トップや経理部門だけでなく、事業部門を含めた全社的な取組みが重要という点である。

子会社の実務担当レベルでは会計基準の変更に対する抵抗があり、対応 が消極的なケースがあったため、具体的な方法も提示しながら、IFRS移 行プロジェクトへの参加を促した。親会社のプロジェクトチームが積極的に 動いて関連部署を巻き込んでいくことが必要である。

I F R S へ の 移行 に 消極 的 な 部署 へ の 対応 に つ い て は 以 下 の 回 答 が み ら れ た 。 *(「 資料 編 」 P 3 6 , 3 7 参 照)*

・ 「連結経営の深化」を経営課題として認識しており、当初より I F R S 導入プロジェクトを経理部門のみではなく、全社プロジェクトとして位置づけた。現場の反対意見には丁寧に説明を行い、経営陣の一部を含む関係者に納得してもらった。

以上から分かるとおり、IFRS移行プロジェクトは、全社的対応が求められる。

したがって、社内体制について、移行フェーズを「初期」(経理部門を中心としたアクションプランの作成等)、「中期」(経理部門以外の事業部門や外部業者との連携)、「後期」(IFRSによる財務諸表の作成・開示)に分けると、「初期」の計画策定・影響度調査の段階では、少人数の経理部門担当者が行っているものの、「中期」の会計方針の策定、グループ会計方針書の作成、データ収集方法の検討、システム対応及び財務諸表の雛形の作成の段階では、経理部門の専任者以外に、各事業部門や子会社の従業員、システム関係者を含めた組織横断的な社内体制が敷かれている。(「資料編」P47,48参照)

子会社を多数有する任意適用企業の場合、円滑にIFRSを適用するため、 子会社を含めた会計方針の徹底を行い、グループ会計方針書を作成している。 グループ会計方針書の作成段階は、企業の規模や、後述するシステムの改修度 合いにより様々であり、初期に作成し、早くから子会社に周知する企業もあれ ば、子会社数や関係する会計基準が極めて多く、システム対応の範囲も広いこ とから、システムを構築する段階で作成し、周知・徹底する企業もある。

例えば、以下のとおり、プロジェクト開始後1年という早い段階で作成した 企業もあれば、実際に開示を行う2年前に策定し、その後更新を行う企業もあ った。

- ・ プロジェクトを開始して概ね1年経過後に、グループ会計方針書のドラフトを作成し、早い段階でグループにドラフトを提示することにより、実務をイメージすることができた。この進め方は有効であったと考えている。その後、1年程度かけて検討したうえで完成させた。
- ・ グループ会計方針書の策定に当たっては、プロジェクト推進室の中でテーマごとに担当を決め、実際に開示を行う2年前であるIFRS移行日までに策定した。IFRS移行日以降、グループ各社からのフィードバックを受け、会計方針書の更新を行っている。

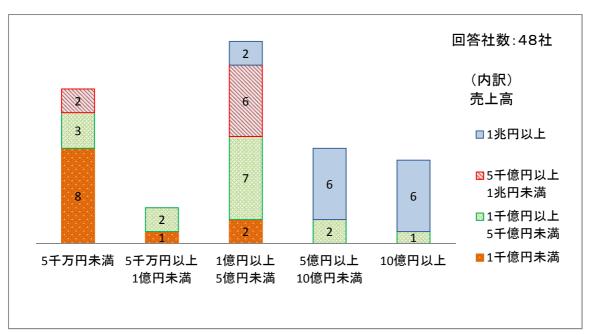
移行プロセスと社内体制の構築においては、事業部門や子会社を含めて一体 としてプロジェクトを進める態勢整備が肝要であり、例えばグループ会計方針 書についても、各企業の実情に応じて、作成及び事業部門や子会社への周知が 適時に行われていることが明らかになった。

VI. 移行コスト(主としてシステム対応)

IFRS移行に際しての意思決定と社内体制の整備の次に問題となるのは、 移行コストである。これが多額ではないかと移行に躊躇する企業も多いと考え られる。

結論としては、移行コストは、各企業の規模及びシステム構築方針、そして IFRS導入の目的・メリットとして何に重点を置くかにより様々である。

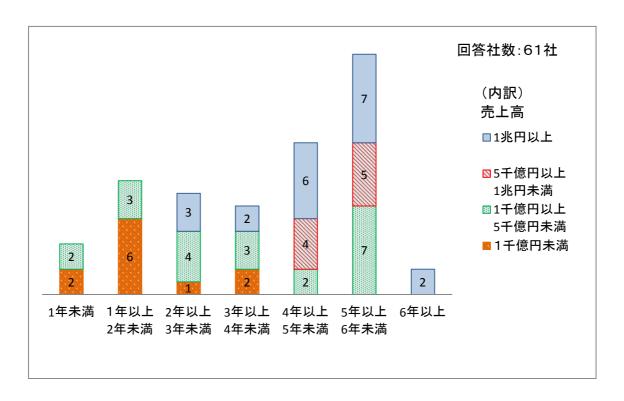
【図2】からは売上規模の大きい企業ほど、移行コストが多額となる傾向が みられる。



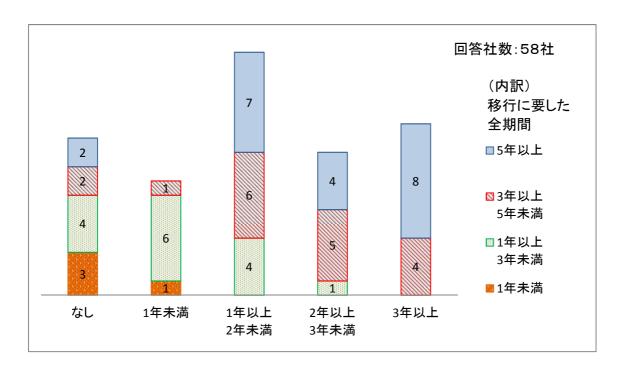
【図2】IFRSへの移行に直接要した総コスト別の企業数(売上規模別)

また、移行期間については、開始時点をどうとるか等によって変わってくる 面があり、確たることは言えないが、売上規模の大きい企業ほど、移行期間が 長くなる傾向がみられ【図3】、移行期間の長短は、システム対応に要する期 間によるところが大きいと考えられる【図4】。

【図3】 I F R S への移行期間別の企業数(売上規模別)



【図4】システム対応に要した期間別の企業数(全移行期間別)



しかしながら、移行コストについては、当該企業が、IFRS導入の目的・メリットとして何に重点を置くかによっても大きく影響される。すなわち、IFRS導入の目的・メリットとして「経営管理の高度化」に重点が置かれる場合には、経営管理の高度化のためにIFRS導入を契機としてシステムの全面改修までが行われる一方、IFRS導入の目的・メリットとしてあくまで「同業他社との比較可能性」や「投資家への説明の容易さ」等に重点が置かれる場合には、システム対応において、連結仕訳の調整のみ、または連結仕訳の調整中心の対応によることが考えられ、全体のコストは大きく変わってくる。

具体的には、連結仕訳の調整のみ、または連結仕訳の調整中心で対応した企業では、

- システムについては、表計算ソフトにより財務諸表を効率的に作成できる仕組みを構築したため、特段の対応をしていない。
- 連結決算用のパッケージはもともと表計算ソフトをベースにしており、 IFRS対応は特定項目の修正で対応できた。

と回答しており、規模が相対的に小さくかつ単一事業である場合には、金額的 にも極めて少額で対応できている例がある。

これに対し、大規模企業で子会社数も多く、業態としても幅広い事業展開をしている企業が、「経営管理の高度化」のためにIFRSの導入とともにシステムの全面改修を行う場合には、移行コストは相対的に多額となり、移行期間も相対的に長くなる傾向がみられる。

システムを全面改修したケースについては、例えば、

- ・ 連結グループ全体をあたかも「一つの会社」として決算を行うべく、グローバルで統一されたシステムを導入するとともに、子会社ごとに経理部門を設置せず、各地域に経理業務を統括する子会社を設立し、上流から下流まで一貫して経理をコントロールするシステムとした。
- ・ グループ各社で会計システムが異なっていたが、IFRSへの移行を契機に統一した会計システムの構築を進めた。

といった回答があった。システムを中心としたコスト面については、IFRS 導入を契機としてシステムの全面改修等を行えばコストは相対的に大きくな るが、長期的視点で経営管理の高度化を図ることが、長期的なコストの削減に つながると考える企業もある。他方、IFRSを用いた連結ベースでの開示に 限定した相対的に低コストのシステムの導入をメリットとする企業もあり、その選択肢は様々である。

また、移行期間についても、企業の規模やIFRS導入の目的等によって異なってくるものと考えられる。

なお、システム対応上は、初期の段階からIT担当はプロジェクトチームに参加しているが、会計方針の確定を踏まえて順序立ててシステム化を進めるべきであり、システム化そのものを自己目的化すべきでないという意見があった。 具体的には、

・ ITチームは、初期の段階から関与し、日本基準とIFRSとの間の差 異項目や調整項目のデータ収集方法の検討を含めた全体構想の設計に携わ るべきだと考えるが、最初からシステム化そのものが必要だとは考えてい ない。移行にあたっては、まずは最小限のIT化を目指し、固定資産シス テムに投入するための基礎データ、IFRSへの修正仕訳及びIFRSに 基づく開示データを表計算ソフトで作成し、そのノウハウをパッケージ 化・標準化したうえで、必要に応じてシステム開発する方が効率的である。 当社では、特定の会計基準への対応としてシステムを開発したが、当初の 想定に合わない事例が発生し、コスト・ベネフィットを考えた結果、シス テムを破棄した経験がある。

この他にも、システムの構築も、全社的なプロジェクトの進度と平仄をとって進められることが適当との指摘がみられたところである。

Ⅷ. 会計項目への対応と監査対応・人材育成

- IFRS移行時の主な課題として、
- ① 特定の会計基準への対応
- ② 人材の育成及び確保
- ③ 会計システムの導入又は更新
- ④ 内部統制の構築
- ⑤ その他

のどれが最も課題であったか質問したところ、60社中43社が①の「特定の会計基準への対応」と回答し、60社中9社が②の「人材の育成及び確保」と回答した。(「資料編」P54参照)

特定の会計基準への対応として挙げられた会計項目は、有形固定資産の減価 償却方法の選択、耐用年数の見積り、収益認識、社内開発費の資産化、資産の 減損、金融商品の公正価値測定といった項目であった。(「資料編」 P 5 4, 5 5 参照)

具体的な内容を見ると、有形固定資産の減価償却方法の選択や収益認識については、会計方針を決定するまでの課題であり、システム対応や現場対応等では煩雑を極めると考えられるが、一旦実務を確立できれば、監査人ともスムーズに対応できているといった意見が多かった。

これに対し、耐用年数の見積り、社内開発費の資産化、資産の減損といった 見積りの要素が高い会計項目については、監査人との議論も容易には結論が出 ないなど、監査法人の対応や、社内での人材不足もあり、議論が長期にわたる 場合が多いという意見がみられた。

例えば、

・ IFRSでは、のれんは減損の兆候が無くても毎年の減損テストが求められるため、減損テストのプロセスを定めるのに大変苦労した。特に資金生成単位をどのように定めるか、どのような状況で減損を認識するかに関し、監査法人との調整作業に時間を要した。

といった意見があった。

このため、こうした会計項目を巡る監査法人の対応について、企業の側から、 企業の実態に応じた柔軟な解釈や迅速かつ円滑な監査プロセスの構築を求め る意見が多数認められた。

- IFRSへの移行において、事例が少ないことを理由に、監査法人からは形式的な解釈を示されることが多く、その対応に苦慮している。
- ・ 監査法人が海外提携先の本部に問い合わせることが度々あったが、本部が日本における我が業種のビジネスを全く理解していないと思う回答も 多かった。
- ・ 監査法人に新たに認識した課題を相談した際、監査法人が海外提携先の本部に確認することが多い。本部に確認する場合には、2週間程度で回答されるケースは早い方であり、数か月待たされることもある。

ただし、こうした課題は、IFRSの導入事例が増加したことで、改善しつ つあるという意見もあった。 企業の側でも、IFRSが原則主義であることを踏まえ、ビジネスモデルに基づく会計処理のあり方を社内で十分に検討することが必要であるとともに、企業の見解を監査法人に早期に伝達し、緊密なコミュニケーションを図ることにより、円滑な監査が行われつつあるという以下のような意見も相当数みられた。

- IFRSは原則主義であり、企業の方針や主張が重視されるため、監査 法人と協議する際に、会計処理の背景や根拠について以前よりも入念に社 内で確認するようになった。そのうえで早めに監査法人に相談するように なった。
- ・ IFRSに移行することにより、監査上新たに必要となる手続や確認しなければならないデータが発生する。当社側で監査人の作業がスムーズに進むように資料・データの提出方法を工夫すれば、監査工数を減らすことができるとともに、監査人からの迅速な結論の入手に繋がると考えている。

IFRSのメリットを最大限に活用するためには、上記のとおり、企業の側も自らのビジネスモデルを分析し、質の高い主張を監査法人に行うとともに、企業・監査法人の双方に、IFRSに精通した会計人材の裾野を広げていくことが、一層の会計実務の高度化・監査対応の円滑化につながると考えられる。このため、企業の側では、社内研修会の実施、グループ会社への説明会の実施、決算業務におけるOJT、外部セミナーへの参加、IFRSを適用している海外子会社からの人員受入れ、IFRS導入経験者の採用等、幅広い施策を実施している。(「資料編」P58参照)

こうした取組みを通じて、更に、会計実務の高度化・監査対応の円滑化が図られるよう、引き続き関係者において、会計人材の裾野の拡大が図られることが期待される。

Ⅷ. まとめ

IFRSへの移行による実際のメリットについて、IV. と同様の6項目に順位づけをする形で書面調査を実施した。回答結果としては、60社中54社が、IFRSの任意適用に際して想定していたメリットと同順位を回答しており、IFRS任意適用企業の多くが、移行前に想定していたメリットを実際に享受していると考えられる。(「資料編」P66,67参照)

また、デメリットについても、移行前に想定していなかったデメリットはほとんどないとの回答や、日本基準からIFRSへの組替処理や複数帳簿管理などの負担は想定していたほどではなかった等の回答がみられた。

このように、今回の対象企業においては、想定されたメリットを概ね享受できたところであり、移行に当たっての課題と認識している「特定の会計項目への対応」や「人材の育成・確保」も、IFRS適用実例の増加に伴い、監査対応も含めて改善に向かっている。

以上をまとめ、今後、IFRS導入を検討している企業に関連して、大きく 以下の4点がポイントとして挙げられる。

1. IFRS導入の最大のメリットとして、「経営管理への寄与(経営管理の 高度化)」を挙げている企業が多いこと

これはすなわち、IFRSの導入について、会計基準の変更という意味づけのみならず、企業の経営管理の高度化によって我が国企業の「競争力の強化としてアベノミクスの『稼ぐ力』の向上に資する」(企業の回答より)というような大局的な視点から、検討を進めることが重要であると認識している企業が多く存在していることを意味していると考えられる。

2. IFRS導入のコストは、各企業の規模・導入目的によってまちまちであり、多様性があること

IFRS導入のメリットとして、「経営管理への寄与」に次いで挙げられていたのが、「同業他社との比較可能性の向上」や「投資家への説明の容易さ」である。こうした場合には、システム対応においても、連結仕訳の調整のみ、または連結仕訳の調整中心の対応も考えられ、子会社数も少なく単一業種の企業などでは、極めて少額のコストで移行している例がみられる。各企業においては、IFRSへの移行にあたり自社の規模や導入目的に応じて、効率的で柔軟なコスト対応を図ることが期待される。

3. 会計人材の裾野の拡大

IFRS移行時の課題として最も多数の企業が挙げたのが「特定の会計基準への対応」、特に見積りの要素が強い項目の会計処理であった。監査対応上も迅速性・円滑性に欠ける面があったり、企業の側も自社のビジネスモデルをどう会計処理するか、原則主義のIFRSの下で、練度が欠けるとともに、IFRSを理解できる人材の確保という問題があるとする企業も相当数みられた。今後、こうした課題は、適用企業数の拡大により解消

していくとは考えられるが、関係者における会計人材の裾野の拡大が一層 期待されるところである。

4. IFRSへの移行プロセスにあたり、他社との連携や他社事例の分析を 活用すること

今後、導入を検討する企業に対し、導入済企業から、他社との連携や他 社事例の分析が重要であるとの意見が数多く寄せられている。(「資料編」P75,76参照)

IFRSと日本基準との差異分析、社内体制の構築、会計項目に対する社内の考え方の整理、監査対応、システム対応など、すべての局面で、他社事例は参考になり、他社と連携することは効果的で円滑な移行プロセスにつながるという指摘がある。

本レポートでも、様々な導入企業の事例を紹介したが、こうした事例が、 今後IFRSの導入を検討されている企業の参考になることを期待すると ころである。

IFRS適用レポート(資料編)

Ⅰ.調査の経緯・目的

2009年6月に企業会計審議会から、「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」が公表された。この中間報告を踏まえ2009年12月に、「企業内容等の開示に関する内閣府令」及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の内閣府令が改正され、一定の要件を満たした会社は、2010年3月31日以後に終了する連結会計年度から、国際会計基準(IFRS)に準拠して作成した連結財務諸表を金融商品取引法の規定による連結財務諸表として提出することが認められた。

その後、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議において、2011年6月から約1年間にわたり審議を重ね、2012年7月、「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」(以下「中間的論点整理」という。)を公表した。中間的論点整理では、IFRSの任意適用の積上げを図りつつ、IFRSの適用のあり方について、その目的や我が国の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し、最もふさわしい対応を検討すべきであるとされた。

さらに企業会計審議会では、我が国におけるIFRSの適用のあり方が継続的に審議され、2013年6月に、「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(以下「当面の方針」という。)が公表された。当面の方針では、IFRSの任意適用の積上げを図ることが重要としたうえで、IFRS任意適用要件の緩和、IFRSの適用の方法及び単体開示の簡素化に関する考え方の整理を行った。

IFRSの任意適用企業の拡大促進については、2014年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」において、金融・資本市場の活性化に関して新たに講ずべき具体的施策の1つとされ、「2008年のG20首脳宣言において示された、会計における『単一で高品質な国際基準を策定する』との目標の実現に向け、IFRSの任意適用企業の拡大促進に努めるものとする。」とされた。さらに、「『日本再興戦略』改訂2014」では「従来進めてきた施策に加え、IFRSの任意適用企業がIFRS移行時の課題をどのように乗り越えたのか、また、移行によるメリットにどのようなものがあったのか、等について、実態調査・ヒアリングを行い、IFRSへの移行を検討している企業の参考とするため、「IFRS適用レポート(仮称)」として公表するなどの対応を進める。」とされた。

この閣議決定に基づき、金融庁は、IFRSの任意適用企業における課題への対応やIFRSへの移行によるメリット等に関する実態調査・ヒアリングを実施し、その結果を取りまとめて公表することとした。

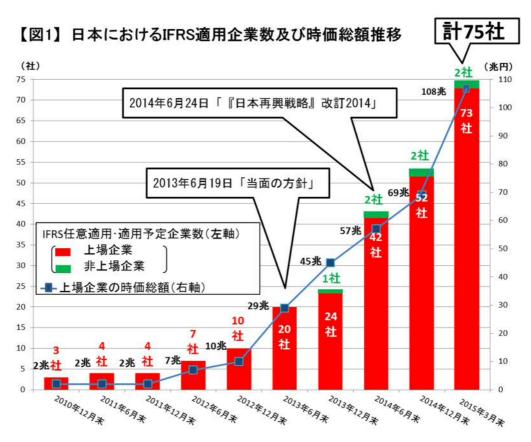
II. I FRS任意適用企業の現状等

(1) IFRSの任意適用企業(適用予定企業を含む。以下同じ。)は、着実 に増加している。

2010年3月期からIFRSに準拠した連結財務諸表を金融商品取引法による連結財務諸表として提出することが認められたが、当該期から最初の任意適用企業による提出があった。

その後、2012年7月の「中間的論点整理」公表時には7社であった企業数は、2013年6月の「当面の方針」の公表時には20社、そして2014年6月の「『日本再興戦略』改訂2014」の閣議決定時には44社と増加した。

さらに、「『日本再興戦略』改訂2014」の閣議決定後は、これまで以上の増加ペースとなり、2015年3月31日時点では75社となっている【図1】。



※ 日本の全上場企業の時価総額約581兆円(平成27年3月末時点)に占める上記企業(うち上場企業73社)の割合は、18.5%(約108兆円)。

(2) これを東京証券取引所が採用している業種別分類(33業種)でみる と、2015年3月31日時点のIFRS任意適用上場企業73社は、

- 21業種にまたがっている。この特徴としては、
- ① 業種別には、電気機器(11社)、医薬品(10社)、卸売業(8社)、 サービス業(7社)、情報・通信業(7社)、輸送用機器(5社)、化 学(5社)、といった業種で適用企業が多いこと
- ② これらの業種の中で、時価総額の大きい企業が任意適用すると、他にも任意適用する企業が増加する傾向がみられること

が挙げられる【表1】。

【表1】日本における業種別のIFRS適用状況

		IFRS任意適用企	業が存在する業種	(計21業種)		
業種	医薬品 (10/62社)	卸売業 (8/339社)	石油·石炭製品 (1/13社)	情報・通信業 (7/370社)	食料品 (1/133社)	精密機器 (1/51社)
企業名	(1) 武田薬品工業 (2) アステラス製業 (3) エーザイ (4) 中外製薬 (6) 小野薬品工業 (8) 第一三土 (9) 田辺三菱製薬(デ約) (12) 参天製薬(デ約) (12) 参下製薬(ア約) (33) ぞーせいが ループ (予約)	(1) 三菱商事 (2) 三井物産 (3) 伊藤忠商事 (4) 住友商事 (5) 丸紅 (7) 日立小(ヤ)/リデーズ (予定) (14) 双日 (27) 伊藤忠エネクス	(1) J X ホールディングス(子定)	(3) ソフトバンク (4) KDDI (平定) (5) ヤフー (11) ネクソン (20) コナミ(予定) (22) 伊藤忠 カ/リューションズ (180) ホットリンク(平定)	(1)日本たばこ産業	(1) H O Y A
寺価総額合計(A) (兆円)	18. 7	12. 7	1. 2	19. 7	7. 6	2. 1
当該業種の 寺価総額合計 (B) (兆円)	28. 4	23. 3	2. 8	52. 6	26. 6	8.3
(A/B)	66%	55%	41%	37%	29%	25%

業種	サービス業 (7/372社)	金属製品 (1/92社)	ガラス・土石製品 (2/61社)	化学 (5/216社)	輸送用機器 (5/99社)	その他金融業 (2/32社)
企業名	(2)美天 (5)電道(元章) (6)エムスリー (14)ディー・エヌ・エー (19)クックバッド(平章) (37)テク/ブロHD (49)ネクスト(予章)	(1) LIXILが ループ (手定)	(1) 旭硝子 (9) 日本板硝子	(2) 花王 (予定) (7) 日東電工 (8) 三菱ケミカルHD(予定) (15) 日立化成(予定) (61) 日本合成化学工業(予定)	(2) 本田技研工業 (予定) (4) デンソー (予定) (28) ケーヒン (34) エフ・シー・シー (予定) (51) ユタカ技研 (予定)	(2)日本取引所グループ(+定) (8)日立キャビタル(+定)
時価総額合計(A) (兆円)	5. 8	0. 9	1.0	6. 1	12. 2	1. 3
当該業種の 時価総額合計(B) (兆円)	25. 1	4. 3	5. 1	34. 2	69. 5	7. 9
(A/B)	23%	21%	20%	18%	18%	16%

集種	小売業 (2/348社)	電気機器 (11/270社)	鉄鋼 (1/49社)	証券、商品先物取引集 (2/42社)	機械 (3/231社)	ゴム製品 (1/19社)
企業名	(1) 77-ストリテイリング* (23) すかいらーく	(4) 日立製作所 (予定) (11) 東芝 (予定) (12) 富士通 (18) リコーエブソン (23) コーカミノルタ (予定) (50) 日立国際電気 (予定) (55) アンリツ (64) クラリオン (予定) (135) 日本電波工業 (160) スミダ ユーボ レーシュン(予定)	(4) 日立金属 (予定)	(3) S B I HD (10) マネックスケル-ブ	(13) 日立建機(守定) (22) DM G森精機(守定) (38) 日立工機(守定)	(5) 住友理工 (予定)
時価総額合計(A) (兆円)	5. 2	10. 7	0.8	0. 4	0.8	0. 1
当該業種の 時価総額合計(B) (兆円)	32. 7	70. 5	8. 2	6. 7	27. 8	5. 7
(A/B)	16%	15%	10%	6%	3%	2%

集種	非鉄金属 (1/36社)	陸運業 (1/65社)	不動産業 (1/116社)	
企業名	(12) アサヒ H D (予定)	(21) 日立物流 (予定)	(31) トーセイ	
時価総額合計(A) (兆円)	0.07	0. 2	0.04	
当該業種の 時価総額合計(B) (兆円)	4. 5	21.8	16. 4	
(A/B)	2%	1%	0. 2%	

IFRS任意適用企業が存在しない業種 (計 12業種)				
水産・農林業 鉱業 建設業 繊維製品				
1 2 社	7 社	176社	5 6社	
パルプ・紙	その他製品	電気・ガス業	海運業	
26社	111社	2 5 社	15社	
空運業	倉庫・ 運輸開連	銀行業	保険業	
5 社	4 1社	93社	13社	

⁽注1) 上場企業を対象 (注2) IFRS任意適用上場企業(適用予定を含む)及び 時価総額は平成27年3月末時点。 (注3) 企業名の左の数字は、業種別における時価総額の順位

Ⅲ. 質問・ヒアリング調査の対象・方法

本調査は、2015年2月28日までにIFRSを任意適用した企業(40社)、及び同日までに日本取引所グループの適時開示情報閲覧サービス(TDnet)においてIFRSの任意適用を予定している旨を公表した企業(29社)の計69社(国内非上場企業2社を含む)を対象として実施した。

調査に当たっては、69社全社に対してあらかじめ質問調査票を送付した。 回答を寄せた企業は65社であった(回収率94.2%)。また、IFRS任 意適用企業が有する、例えば業種ごとの問題点をより具体的に把握するため、 65社のうち28社に対してヒアリングを実施した。

なお、本調査は、公益財団法人財務会計基準機構の協力を得て行った。

【65社の業種別内訳】

業種	社数
電気機器	1 1 社
医薬品	9社
卸売業	8社
サービス業	7 社
化学	5社
情報通信業	5社
機械	3社
ガラス・土石製品	2社
証券・商品先物取引業	2社
その他金融業	2社
食料品	1 社
ゴム製品	1 社
鉄鋼	1 社
金属製品	1 社
輸送用機器	1 社
精密機器	1 社
陸運業	1 社
不動産業	1 社
小売業	1 社
国内非上場企業	2社

業種は、東京証券取引所が採用している33業種に基づく分類である。

回答企業一覧(適用開始時期順)

[上場企業]計63社

日本電波工業株式会社(2010年3月期)

HOYA株式会社(2011年3月期)

住友商事株式会社(2011年3月期)

日本板硝子株式会社(2012年3月期 第1四半期)

日本たばこ産業株式会社(2012年3月期)

SBIホールディングス株式会社(2013年3月期 第1四半期)

アンリツ株式会社(2013年3月期 第1四半期)

株式会社ディー・エヌ・エー(2013年3月期 第1四半期)

トーセイ株式会社(2013年11月期 第1四半期)

中外製薬株式会社(2013年12月期 第1四半期)

株式会社ネクソン(2013年12月期 第1四半期)

楽天株式会社(2013年12月期 第1四半期)

双日株式会社(2013年3月期)

マネックスグループ株式会社(2013年3月期)

ソフトバンク株式会社(2014年3月期 第1四半期)

丸紅株式会社(2014年3月期 第1四半期)

旭硝子株式会社(2013年12月期)

株式会社すかいら一く(2013年12月期)

アステラス製薬株式会社(2014年3月期)

伊藤忠商事株式会社(2014年3月期)

伊藤忠エネクス株式会社(2014年3月期)

小野薬品工業株式会社(2014年3月期)

そーせいグループ株式会社(2014年3月期)

第一三共株式会社(2014年3月期)

武田薬品工業株式会社(2014年3月期)

三井物産株式会社(2014年3月期)

三菱商事株式会社(2014年3月期)

株式会社リコー(2014年3月期)

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社(2015年3月期 第1四半期)

エーザイ株式会社(2015年3月期 第1四半期)

エムスリー株式会社(2015年3月期 第1四半期)

セイコーエプソン株式会社(2015年3月期 第1四半期)

日東電工株式会社(2015年3月期 第1四半期)

富士通株式会社(2015年3月期 第1四半期) テクノプロ・ホールディングス株式会社(2014年6月期) DMG森精機株式会社(2015年12月期 第1四半期) クックパッド株式会社(2015年12月期 第1四半期) クラリオン株式会社(2015年3月期) コナミ株式会社(2015年3月期) コニカミノルタ株式会社(2015年3月期) 参天製薬株式会社(2015年3月期) 株式会社デンソー(2015年3月期) 株式会社電通(2015年3月期) 株式会社日本取引所グループ(2015年3月期) 株式会社日立製作所(2015年3月期) 日立化成株式会社(2015年3月期) 日立キャピタル株式会社(2015年3月期) 日立金属株式会社(2015年3月期) 日立建機株式会社(2015年3月期) 日立工機株式会社(2015年3月期) 株式会社日立国際電気(2015年3月期) 株式会社日立ハイテクノロジーズ(2015年3月期) 株式会社日立物流(2015年3月期) 花王株式会社(2016年12月期 第1四半期) 住友理工株式会社(2016年3月期 第1四半期) 株式会社ホットリンク(2015年12月期) 株式会社ネクスト(2016年3月期) 株式会社LIXILグループ(2016年3月期) 田辺三菱製薬株式会社(2017年3月期 第1四半期) 日本合成化学工業株式会社(2017年3月期 第1四半期)

〔非上場企業〕計2社

株式会社ダイナムジャパンホールディングス SBI AXES株式会社

株式会社東芝(2017年3月期)

株式会社三菱ケミカルホールディングス(2017年3月期 第1四半期)

スミダコーポレーション株式会社(2017年12月期 第1四半期)

質問調査票における質問項目

1.IFRSの任意適用を決定した理由・経緯

- (1) 任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリット
 - ① 海外子会社等が多いことから、経営管理に役立つ。
 - ② 同業他社との比較可能性の向上に資する。
 - ③ 海外における資金調達の円滑化に資する。
 - ④ 他の会計基準に比べて、IFRSの方が自社の業績を適切に反映する。
 - ⑤ 海外投資家に説明がしやすい。
 - ⑥ その他
- (2) 財務諸表において重視している数値(例:純利益、包括利益)
- (3) 上記(1)(1)~⑥のうち、選択したものについてその理由
- (4) IFRSへの移行を具体的に提案した主体(例:CEO、部署等)
- (5) IFRSへの移行に反対する意見はあったか。あった場合、反対意見を述べた主体及びその理由
- (6) 上記(4)、(5)を踏まえ、どのように I F R S の適用に至ったか。

2. IFRSへの移行準備・移行コスト

- (1) 「IFRSへの移行」(社内のキックオフ・ミーティングからIFRSによる有価証券報告書の開示まで)に要したおおよその期間
- (2) 以下の業務ごとに要したおおよその期間
 - ① 会計基準の差異分析
 - ② システム対応
 - ③ 財務諸表一式の作成 (テスト段階)
 - ④ 内部統制の構築
 - ⑤ その他
- (3) 「IFRSへの移行」にあたって、構築した社内体制(例:ワーキンググループ、IFRS対応室等)

初期(経理部門を中心したアクションプランの作成等)、中期(経理部門以外の事業部門や外部業者との連携)、後期(IFRSによる財務諸表の作成・開示)等、企業の実情に応じて区分した期間ごとの概要

- (4) 外部アドバイザー(例:他の監査法人、コンサルティング会社)の利用状況(利用した会社等の名称、依頼した業務の内容)
- (5) 「IFRSへの移行」に直接要したコストの概算額
 - ① 外部アドバイザー (例:他の監査法人、コンサルティング会社)
 - ② 監査法人(通常の監査報酬を除く)

- ③ 会計システムの導入又は更新
- ④ その他
- (6) IFRS適用後における定常状態に移行した後のランニング・コストの内容及び概算額。また、移行前における同様のコストとの相違(内容及び概算額)(例:外部アドバイザーや監査法人に対する費用、システムの改修費用等)

3.IFRS移行時の課題をどう乗り越えたか

- (1) I F R S の 移行時における主な課題
 - ① 特定の会計基準への対応
 - ② 会計システムの導入又は更新
 - ③ 内部統制の構築
 - ④ 人材の育成、確保
 - ⑤ その他
- (2) 上記(1)①~⑤のうち、選択したものについて課題の内容及びその対処

4. 監査対応

IFRSに係る監査対応について、移行前に使用していた会計基準に係る 監査対応との比較において、

- (1) 課題があった場合又はある場合の内容及びその対処
- (2) 改善された面がある場合の内容

5. 移行によるメリット

- (1) IFRSへの移行による実際の主なメリット
 - ① 海外子会社等が多いことから、経営管理に役立つ。
 - ② 同業他社との比較可能性の向上に資する。
 - ③ 海外における資金調達の円滑化に資する。
 - ④ 他の会計基準に比べて、IFRSの方が自社の業績を適切に反映する
 - ⑤ 海外投資家に説明がしやすい。
 - ⑥ その他
- (2) 上記(1)(1)~⑥のうち、選択したものについてメリットの内容

6. IFRS移行によるデメリット

(1) IFRSへの移行による実際のデメリットの有無。デメリットがあった 場合の内容

- (2) (1)のうち、移行前に想定していなかったデメリット
- (3) (1)のうち、移行前に想定していたほどではなかったデメリット
- (4) デメリットを軽減するために行った工夫

7. 要望

- IFRSに関連する要望
- IFRSに関するIASBやASBJに対する要望
- ② 金融商品取引法に基づく開示制度に関する金融庁への要望
- ③ 監査人に対する要望
- ④ アナリスト等の財務諸表利用者に対する要望
- ⑤ その他

8. その他

IFRSの任意適用を検討している会社へのアドバイス(例:同業他社との連携を図ってはどうか等)

Ⅳ. 調査結果

質問調査及びヒアリング調査については以下のとおり。

1. IFRSの任意適用を決定した理由・経緯

(1) 任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリット

この質問項目では、IFRS任意適用企業に対して、IFRSの任意適用を 決定した理由又は移行前に想定していた主なメリットについて、次の項目から 選択のうえ順位付けを依頼し、その理由について質問した。

- ① 海外子会社等が多いことから、経営管理に役立つ。
- ② 同業他社との比較可能性の向上に資する。
- ③ 海外における資金調達の円滑化に資する。
- ④ 他の会計基準に比べて、IFRSの方が自社の業績を適切に反映する。
- ⑤ 海外投資家に説明がしやすい。
- ⑥ その他

この質問項目については65社から回答を入手した。

次の【表2】は、IFRSの任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリットとして1位に順位付けした項目別の回答数を示している。

【表2】 I FRSの任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリットとして1位に順位付けした項目別の回答数

項目	回答数
①経営管理への寄与	29社
②比較可能性の向上	15社
③海外投資家への説明の容易さ	6社
④業績の適切な反映	6社
⑤資金調達の円滑化	5 社
⑥その他	4 社

① 経営管理への寄与

IFRSの任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリットとして、「経営管理への寄与」を挙げた企業は、海外子会社等を含めた企業グループの経営管理上の「モノサシ」を揃え、事業セグメントごと、地域セグメントごと等の正確な業績の測定及び比較を行うことにより、適切な経営資源の配

分及び正確な業績評価の実施に資することを挙げていた。これらの企業は幅広い業種にわたっており、海外子会社を多数保有し、グローバルに事業を展開している企業が多かった。

この点に関する主なコメントは次のとおりであった。

- ✓ 海外子会社が多く、同じ製品を複数の拠点で製造・販売していることから 業務の効率性を比較するためには、共通の「モノサシ」で業績の認識・測定 がなされないと公正に評価できない。(精密機器)
- ✓ 各地域の子会社から決算データの一次情報である試算表をIFRSベースで収集し、連結グループ全体をあたかも「一つの会社」とみなして決算を締めることにより、各社の棚卸資産やキャッシュ・フローの変動から事業上の課題を早期に発見し、財務の透明性・ガバナンスを高めることが目的である。IFRSを適用した結果、当社の企業競争力が強化されることが移行の目的であり、その点はアベノミクスの「稼ぐ力」という考え方に適うものと考えている。(電気機器)
- ✓ 多数の海外子会社を有するなか、従来は、各社の経営管理上の財務数値は ローカルな会計基準に基づいて作成していたため、IFRSの適用を通じて 経営管理上の「モノサシ」を一つにすることをメリットとして想定した。(電 気機器)
- ✓ 海外に多数の子会社等を抱え、その約半数がIFRSを採用可能な国に所在している当社にとって、当時既に100か国以上で使用され、会計基準のスタンダードとしての地位を確立しつつあったIFRSを選択することは極めて自然な流れであった。IFRSを採用することにより、共通の「モノサシ」で子会社の経営管理から連結グループの経営管理まで一気通貫で実施できる点が、最大のメリットと考えている。(卸売業(商社))
- ✓ 従来、海外子会社における会計処理を検討する際には、事前に本社へ相談することを求めていたが、実際は現地の監査法人と相談することが多く、結果としてグループ間で会計処理にばらつきが生じていた。また、減価償却資産の耐用年数のように、別々の基準で算出された計数をグループ間で比較する意義が乏しいと感じていた。このような経営管理上の課題を認識し克服するため、IFRSの適用の検討を開始した。(電気機器)
- ✓ 減価償却方法や引当金の計上時期など、各子会社が異なる会計基準を適用していることについて、IFRSの適用前からトップマネジメントが月次の業績検討会等を通して大きな問題意識を持っており、日本基準の下で統一できる部分は対応してきていた。そのため、日本においてIFRSの任意適用の議論が始まった際にすぐに検討を開始した。(ガラス・土石製品)
- ✓ 当社は世界各地に200社弱の子会社があり、連結べ一スの経営管理を統

ーしたいというニーズがあった。従前は、現地基準で作成された各子会社の 決算書をベースに、日本基準上、最低限必要な調整を行って連結決算を行っ ていた。IFRSに会計基準を統一することにより、管理会計上、事業別で も地域別でも同じ「モノサシ」で業績を測定できる。(輸送用機器)

また複数の回答企業は、IFRSへの移行を通じてさらに踏み込んだ経営管理の高度化を目指すことを挙げていた。具体的なコメントは次のとおりであった。

- ✓ これまでは、グローバルベースという観点のみならず、事業ごと、地域ごとという観点からも、子会社のコントロールが十分にできていなかった。I FRSを用いて、各事業を縦軸、会計・資金・税務などの機能を横軸として整理し、上流から下流まで全体を通して経営管理を行うことが重要と考えている。(電気機器)
- ✓ IFRSの導入は、財務会計の対応だけに限らず経営管理の「モノサシ」 を統一し、そのことにより経営管理の高度化を図るプロジェクトとしてスタートした。プロジェクトの目的は、会計基準の変更ではなく経営管理の強化 であった。(精密機器、輸送用機器)
- ✓ IFRSへの移行を通じて、当社の経営管理をより高度化させたいと考えている。1つの例がIFRSにおける返品の取扱いである。IFRSでは、返品が見積り可能であれば売上から控除する必要があるが、本来は返品が発生しないように企業として取り組むべきである。これはサプライチェーンにおける売上の精度アップにつながり、当社の経営管理に資することにもなる。(化学)
- ✓ 経営管理の観点から、異なる会計基準による業績評価やグループ会社間の 決算期のずれについて特に問題意識があり、IFRS導入を一つの材料とし て経営管理体制の強化に着手することにした。今後は基本的にIFRSをベ ースとした全社的経営管理体制に移行し、予算もIFRSベースで管理する 予定である。(金属製品)
- ✓ 親会社と子会社の会計基準が異なっている状況においては、グループレベルの意思決定や、各子会社の経営陣の業績評価に問題が生じうる。

M&Aの実行に関する意思決定や予算の策定、経営目標の設定などにおいては、関係者全員が同一のルールに基づき理解し評価できるIFRSが適していると考えた。(電気機器)

回答企業1社からは、子会社の事業内容に関する理解が深まり、管理体制が 強化されたというコメントが聞かれた。具体的なコメントは次のとおりであっ た。

グループで会計基準を共通化するために、実際に現地の子会社でヒアリングを行って事業内容や取引内容の理解を深める必要があった。これにより親会社から子会社に対するモニタリングの質が高まり、管理体制の強化につながっていると考えている。日本基準の下ではこのような深度ある検討はなされなかった。(証券・商品先物取引業)

さらに、従来、米国会計基準を適用していた企業からは、IFRSの適用による作業の効率化及び経営陣への報告の早期化に関する期待についてコメントが聞かれた。具体的には、従来、子会社が現地基準により作成した財務数値を本社が米国会計基準に組み替えていたため、本社における作業負担が重く、経営陣への報告に時間を要していた。しかしながら、IFRSへの移行に伴い、各子会社がIFRSに基づく財務数値を本社に報告することにより、本社における作業が軽減され、その結果、経営陣への報告までの期間が短縮されるという期待である。主なコメントは次のとおりであった。

- ✓ 期末後の経営層への報告について、従来は本社において米国会計基準への 煩雑な修正仕訳が必要であったため時間がかかっていたが、その短縮化が図 れることを期待した。(電気機器)
- 連結決算の取りまとめにおいて、子会社等から必要な情報を入手したうえで、本社側で米国会計基準へ組み替えていたが、その作業の効率化が課題であったことが I F R S への移行を決定した大きな理由である。(卸売業(商社))

② 比較可能性の向上

「比較可能性の向上」を挙げた企業には、(a) 海外の同業他社との比較可能性の向上を目指す企業と(b) 国内の同業他社との比較可能性の向上を目指す企業の2通りがあった。

- (a) 海外の同業他社との比較可能性の向上を挙げていた企業は、食料品等、 医薬品、サービス業などの業種において認められた。主なコメントは次のとお りであった。
- ✓ 当社の株主は、約3割を外国人投資家が占めている。また、競合相手は世界各地に存在するが、一番の競合相手は欧州メーカーになる。投資家が当社を同業他社と比較する上でも、当社が自社と競合他社を比較する上でも、IFRSを導入することにより比較可能性が高まる。(輸送用機器)

- ✓ 大手の同業他社はいずれも欧米に存在し、IFRS又は米国会計基準を採用しているという状況において、同業他社との財務諸表の比較可能性を確保することが非常に重要と考えている。(食料品等)
- ✓ グローバル展開をしており海外売上も大きいことから、IFRSへの移行 は海外の同業他社との比較可能性の向上なども含めてメリットと考えられ た。IFRSへの移行にあたっては、国内の同業他社との情報交換も行いな がら検討を進めた。(医薬品)
- 一方、(b) 国内の同業他社との比較可能性の向上を挙げていた企業は、卸売業(商社)、医薬品の業種の企業において認められた。主なコメントは次のとおりであった。
- ✓ 国内の同業他社が先にIFRSに移行し、他の同業他社も追随する動きがあり、マーケットから同一業種における比較可能な財務情報の開示の期待があった。(卸売業(商社))

③ 海外投資家への説明の容易さ

「海外投資家への説明の容易さ」を挙げた企業の主なコメントは次のとおりであった。

- ✓ IFRS適用前は海外投資家に対して、日本基準とIFRSの差異を説明することに時間を費やしていた。例えば、日本基準において、債権の流動化によるオフバランス項目など財務諸表本表に反映されていない項目について海外投資家に理解してもらうことは難しかった。また、1つ差異があると、他にも差異があるのではないかと疑問を持たれてしまう状況であった。(情報・通信業)
- ✓ 海外投資家に説明する際に、常にIFRSとの差異を意識して説明していた。IFRSに移行したことにより、有価証券報告書のために作成した財務諸表をそのまま用いて説明することができるようになり、利便性が高まると考えた。(証券・商品先物取引業)
- ✓ 当社は外国人株主の比率が高いため、海外投資家への説明にあたり、説明 担当者からIFRSへの移行が望ましいという意見があり、IFRSの適用 を検討することとなった。(サービス業)

④ 業績の適切な反映

「業績の適切な反映」を挙げた企業は、のれん、収益認識及び有給休暇引当金の会計処理について、IFRSの方が自社の業績を適切に反映していると回

答した企業があった。主なコメントは次のとおりであった。

- ✓ 当社は積極的にM&Aを行っているが、企業の価値を適切に評価して買収しているにもかかわらず、初年度からのれんの償却費を計上することには納得できないという経営トップの意向があった。のれんを償却しなくても、子会社の事業内容や状況を相当程度理解したうえで、毎期厳密に減損テストを実施していることから、IFRSにおけるのれんの会計処理(非償却・減損のみ)はM&Aの実態をより適切に反映すると考えている。(情報・通信業、証券・商品先物取引業)
- ✓ IFRSの適用により業績が適切に反映されたと感じたのは、期間損益が 適正化された点である。具体的には、フリーレント期間を含めたリース期間 にわたっての収益認識、棚卸資産における借入コストの資産化、借入手数料 の期間に応じた費用処理という点が挙げられる。(不動産業)
- ✓ 当社は派遣・請負事業を営んでいるため、会社の規模に比して従業員数が 多く、有給休暇引当金が財政状態や経営成績に大きな影響を与える。IFR Sでは、有給休暇引当金を財務諸表に計上することによって、当社グループ の財政状態及び経営成績を適切に表示できた。(サービス業)

⑤ 資金調達の円滑化

「資金調達の円滑化」を挙げた企業の主なコメントは次のとおりであった。

- ✓ IFRSを適用することにより、海外における資金調達において財務諸表をそのまま活用できることになるのは効率的であり、かつ、投資家の信頼性も高まることによって資金調達の選択肢が広がり、資金調達コストの軽減につながると考えた。(証券・商品先物取引業)
- ✓ IFRSの適用により、制度開示で使用している決算を利用して海外市場で資金調達を行うことが容易となる。資金調達にあたって追加の業務負担が軽減され、より機動的な資金調達が可能となる。また、日本基準を適用している時よりも国際的な市場での受入先が広がることにより、資金調達手段の多様化を促進し、調達する市場だけでなく、募集に応じる投資家の多様化を図ることができる。実際、IFRSに基づいて作成された財務諸表を、ほぼそのまま使って海外の債券市場で米ドル建社債を発行することができた。(食料品等)

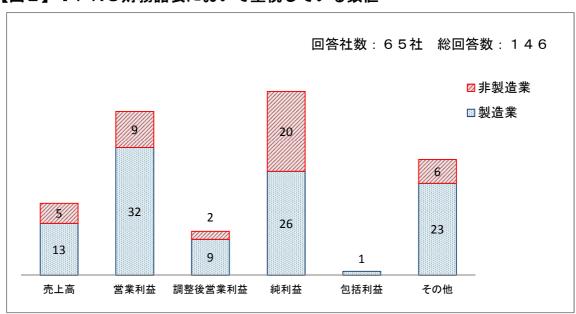
なお、回答企業のうち3社はIFRSに基づく財務諸表により、シンガポール、香港、韓国に上場した。

⑥ その他

上記①から⑤以外に、「国際的な信用力の向上・補完」や「IFRSの任意適用を行っている親会社との二重決算の解消」などを挙げた企業が4社あった。

(2) 財務諸表において重視している数値

この質問項目では、IFRSに基づいて作成された財務諸表において重視している数値(指標)について質問を実施した。回答は自由回答であり、複数回答を可とした。回答の状況は、次の【図2】のとおりであった。



【図2】IFRS財務諸表において重視している数値

業種を問わず、全ての企業が損益計算書項目のいずれかの指標を重視しており、その中でも特に純利益を重視している企業が最も多かった。包括利益を重視していると回答した企業は1社あったが、併せて売上高や純利益も挙げていた。

また、経営管理において、財務諸表に計上された営業利益ではなく、一定の調整を加えた営業利益(調整後営業利益)を重視しているとした企業が11社あった。調整後営業利益については、EBITDAを重視している企業のほか、非経常項目のみを調整した利益や買収に係る無形資産の償却費を調整した利益を重視している企業もあった。

その他の項目としては、フリー・キャッシュ・フローや営業キャッシュ・フローなどのキャッシュ・フローに関連する項目のほか、自己資本利益率(RO

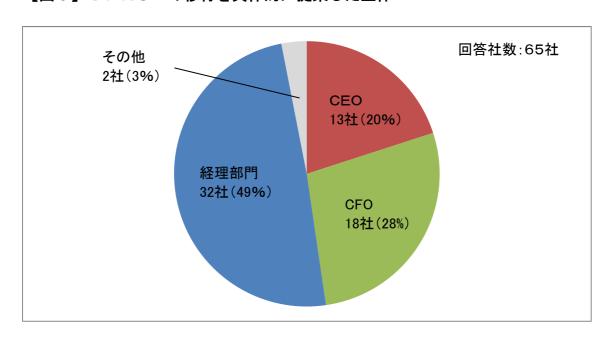
E) や総資産利益率 (ROA) などが挙げられていた。

一般的にIFRSは貸借対照表や包括利益を重視していると言われることがあるが、IFRSを適用している企業の多くは、実際には損益計算書項目(特に純利益)を重視していると考えられる。

(3) IFRSへの移行プロセス

この質問項目では、IFRSを適用するに至った過程において、IFRSへの移行を具体的に提案した主体、IFRSへの移行に反対する意見の有無及び反対理由などについて質問を実施した。

IFRSへの移行を具体的に提案した主体については、65社から回答を得た。回答の状況は次の【図3】のとおりであった。



【図3】IFRSへの移行を具体的に提案した主体

IFRSへの移行については、CEO、CFOからのトップダウンにより意思決定を行っているケースと、経理部門からのボトムアップが契機となっているケースが、ほぼ同数であった。

IFRSの導入推進については、複数の企業から、経営トップの関与が重要であるとするコメントが聞かれた。

- ✓ 海外での資金調達を経営陣が決定し、これを実現するために、IFRSの 適用が指示された。(不動産)
- ✓ 子会社のメンバーを巻き込んで実施することには苦労した面もあるが、経

営者によるトップダウン方式でIFRS導入を進められたことが大きかった。(医薬品)

✓ 企業によって置かれた状況や経営スタイル等に違いはあると思うが、できるだけ効率的にIFRSへの移行を図るためには、経営トップレベルのプロジェクトへの十分な関与とトップダウン的なアプローチが肝要と考える。(ガラス・土石製品)

また、経理部門からのボトムアップが契機となっているケースのコメントは 次のとおりであった。

- ✓ 経理部門が、執行会議及び経営会議にIFRS移行を提案し、最終的には 社外取締役や社外監査役を含む取締役会において承認された。(化学)
- ✓ 経理部門が、経営陣にIFRS移行を提案し、承認を得た。経営陣は、日本基準やIFRSなどグループ会社により異なる会計基準を適用していることの業績管理上の弊害について理解しており、IFRS移行に納得し積極的であった。(ガラス・土石製品)
- ✓ 経営の重要なインフラである会計基準をIFRSに変更することの目的・必要性を明確にし、功罪を比較・検討した。その結果を経営陣に複数回説明し、IFRSへの移行の承認を得た。(化学)

さらに、経営トップや経営部門だけでなく、事業部門も含め全社的な取組みが重要であるという点について次のとおりコメントが聞かれた。

- ✓ 「連結経営の深化」を経営課題として認識しており、当初よりIFRS導入プロジェクトを経理部門のみではなく、全社プロジェクトとして位置づけた。(卸売業(商社))
- ✓ 子会社の実務担当レベルでは会計基準の変更に対する抵抗があり、対応が 消極的なケースがあったため、具体的なプロジェクトの手順を提示しなが ら、IFRS移行プロジェクトへの参加を促した。親会社のプロジェクトチームが積極的に動いて関連部署を巻き込んで行くことが必要である。(証券・商品先物取引業)
- ✓ 経営陣からのトップダウン方式で方針を策定し、実施する必要があるが、 その際には事業部門の声を吸い上げることが肝要と考える。(卸売業(商社))
- ✓ IFRSへの調整を本社経理部門が連結修正だけで行う方法もあるが、当社にはそぐわないと考え、子会社を含む全社的なプロジェクトとして行った。IFRSの基準に関する解釈は本社経理部門が中心となって行ったが、グループ会計方針書の作成は、早い段階から各社の事業部門のメンバーも巻き込んで行った。(医薬品)

IFRSへの移行に反対する意見の有無について、ほとんどの回答企業は、 社内に反対意見はなかったと回答していたが、7社は反対意見があったと回答 した。主な反対意見及びその反対意見への対応としては次の【表3】のとおり であった。

【表3】主なIFRSの移行に関する反対意見及びその反対意見への対応

反対意見 反対意見への対応

- ① 金融商品取引法上の単体財務諸表 や法人税法上の申告書においては I FRSが認められていないため、関 連部署から単一の会計基準で財務諸 表を作成できないことによる負担の 増加が危惧された。(サービス業)
- トップの強い意思によりプロジェクトチームが組成され、短期間でIFR Sへの移行が決定された。
- ② 人的リソースの逼迫は、企業の間接部門が抱える恒常的な問題であり、IFRSプロジェクトは大掛かりとなるため、社内の様々な部門から懸念が示された。また、一部の経営陣から、米国会計基準からIFRSへ変更する必要性にも懸念が示された。(卸売業(商社))

「連結経営の深化」を経営課題として認識しており、当初よりIFRS導入プロジェクトを経理部門のみのものとせず、全社プロジェクトとして位置づけたことが奏功した。反対意見に対して丁寧に説明を行い、経営陣の一部をはじめとする関係者に納得してもらった。

③ 国内の事業部の中にある経理部門 や国内上場子会社から、費用対効果 への懸念、IFRSと日本基準によ る業績の二重管理の負荷への懸念が 聞かれた。(電気機器) ビジネスの様々なルールをグローバルに統一するうえでIFRSの適用が必要不可欠であることを繰り返し伝えると同時に、ビジネスの実態や重要性の判断を踏まえてIFRSへの組替が必要最小限となるように監査法人と調整し、実務への負荷を軽減した。

④ ほとんどの事業が国内で行われている状況において、特に営業部門からIFRSに移行する必要性に関する疑問が多く聞かれた。(卸売業(商社))

営業部門に対して、IFRSの適用がグローバル展開の推進に資することなどを丁寧に説明し、理解を得た。

⑤ プロジェクト開始当時は、まだ制度としてIFRSの任意適用が認められておらず、本社財務部門の要望

子会社が多く、同じ製品を複数の拠点で製造・販売していることから、各 拠点の業績を公正に評価するためには

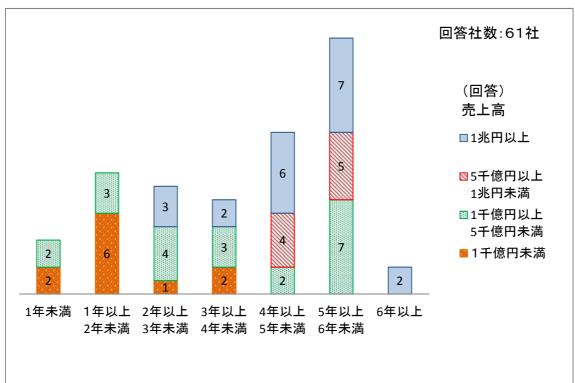
でしかなかったことから、各事業部	同じ「モノサシ」が必要であることを
から反発があった。(精密機器)	説明した。また、移行に向けたバック
	アップ体制を本社から示し、各事業部
	の不安を和らげながら、適用を進めた。
⑥ IFRS移行の決定時に社外取締	導入時期については、社内の経営課
役から、他の経営課題との優先順位	題全般を考慮に入れた優先順位や現在
を考慮すると、導入を急ぐ必要はな	の中期計画が終了し次期中期計画を策
い旨の発言があった。(化学)	定するタイミングをみて決定した。
⑦ 外部のコンサルティング会社や監	IFRS導入経験者を採用すること
査法人に掛かる導入費用が高すぎる	により、導入期間を短縮して費用を圧
との意見があった。(サービス業)	縮した。

主に、経理部門以外の事業部門(営業部等)からの懸念が示された際、①のようにトップの強い意向により説得されるケースもあるが、多く(②~⑤)は、IFRSの採用が経営管理上、どのようなメリットがあるかを説明し、事業部門を巻き込んだプロジェクトとしており、そうした取組みがIFRSへの円滑な移行を進める上で重要と考えられる。なお、⑥や⑦のような導入時期やコストに対する懸念についても、上記のような対応が有効であると考えられる。

2. IFRSへの移行準備・移行コスト

(1) IFRSへの移行期間(全体)

この質問項目では、プロジェクトの開始から終了までの期間を把握するために、社内のキックオフ・ミーティングからIFRSによる有価証券報告書の開示までに要したおおよその期間及びその内訳について質問を実施し、61社から回答を得た。移行期間の売上規模別の状況は次の【図4】のとおりであった。



【図4】 IFRSへの移行期間別の企業数(売上規模別)

移行期間の平均年数は3年8か月であった。比較的短期間で移行した企業について、移行期間が1年未満の企業が4社、1年以上2年未満の企業が9社であった。この13社には、サービス業、情報・通信業、小売業などが含まれている。また、この13社のうち、売上高1千億円未満の企業は8社、売上高1千億円以上5千億円未満の企業は5社であった。

比較的短期間でIFRSに移行できた企業は、規模が相対的に小さくかつ単一事業である傾向がみられた。このような企業は、会計処理の変更項目が少なく、連結仕訳において特定項目を調整するだけで済むため大規模なシステムの改修が不要であった。その他、経営幹部の意向の強さや、予算の裏付けなどが短期間でのIFRSへの移行に繋がるケースがあった。

一方、比較的長期間で移行した企業について、移行期間が5年以上6年未満の企業は19社、6年以上の企業は2社であった。この21社には、卸売業(商社)、化学、電気機器などが含まれている。また、この21社には、売上高1千億円未満の企業はなく、1千億円以上5千億円未満の企業が7社、5千億円以上1兆円未満の企業が5社、1兆円以上の企業が9社であった。

移行に比較的長期間を要した理由としては、幅広い事業を展開していることから会計処理の変更項目が多く、またその対応としてシステムの改修が必要となったことが挙げられる。なお、移行期間が6年以上と回答した2社については、他のプロジェクトにリソースが割かれたため、IFRSへの移行のための業務を中断しており、その期間が含まれている。

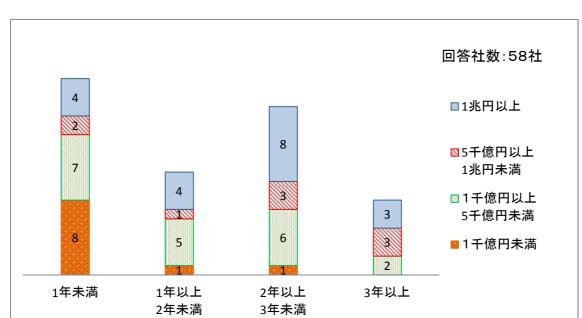
(2) 業務別の移行期間

この質問項目では、IFRSプロジェクトにおける①会計基準の差異分析、②システム対応、③財務諸表一式の作成(テスト段階)、④内部統制の構築、⑤その他の業務ごとに要した期間について質問を実施した。

なお、上記「(1) I FRSへの移行期間(全体)」に回答した企業のうち、一部の企業は業務ごとの移行期間については回答しなかった。また、同一時期に複数の業務を並行的に行っている場合があるため、回答において業務別の移行期間の合計と全移行期間が一致しない場合がある。

① 会計基準の差異分析

会計基準の差異分析に要した期間については、58社から回答を入手した。 会計基準の差異分析に要した期間の平均年数は1年5か月であった。また、会 計基準の差異分析期間の売上規模別の状況は次の【図5】のとおりであった。



【図5】会計基準の差異分析に要した期間別の企業数(売上規模別)

(会計基準の差異分析に要した期間)

会計基準の差異分析に要した期間は、企業の規模や事業の多様性と関連していると考えられる。規模が相対的に小さく単一事業の場合には、差異分析に要した期間は比較的短期であり、一方、規模が大きく、多様な事業を展開している企業においては、検討すべき項目が多いため、差異分析に要した期間が比較的長期であった。

(グループ会計方針書の作成)

規模が大きく、多様な事業を展開している企業の中には、プロジェクトの比較的早い段階でグループ会計方針書の作成に着手していた企業があった。これは、グループ会計方針書の作成段階で子会社等の意見を反映させ、また、完成したグループ会計方針書をグループ各社に周知・徹底するための十分な期間を確保する必要があったためである。

一方、日本基準との差異が少ないため、IFRS向けの正式なグループ会計 方針書を作成し直す必要がなかった企業もあった。

このように各社の置かれた状況に応じた適切な時期にグループ会計方針書の 作成が行われていた。

グループ会計方針書の作成に関連して聞かれた主なコメントは次のとおりであった。

(グループ会計方針書を作成した事例)

- ✓ 親会社が作成するIFRSに基づくグループ会計方針書は、海外子会社に とっても納得感のあるものとする必要があるため、基準ごとに親会社で事前 にドラフトを作成し、これを海外子会社の確認を経て最終化する方法を採用 した。(電気機器)
- ✓ プロジェクトを開始して概ね1年経過後に、グループ会計方針書のドラフトを作成し、早い段階でグループにドラフトを提示することにより、グループ関係者が実務をイメージすることができたため、この方法は有効であったと考えている。その後1年程度かけて検討したうえで完成させた。(卸売業(商社))
- ✓ プロジェクト開始後、約1年半かけてマニュアルのドラフトを日本語版と 英語版で作成し、その後1年程度かけて調整作業を行い、完成版を全社に配 布した。また、主要グループ会社については、別途、個別に説明を行った。 (医薬品)
- ✓ グループ会計方針書及びその細則の策定に3年ほど要したが、前半の1年 半ではグループ会計方針書を整備し、後半の1年半では細則を整備した。これらが完成した後にグループ会社にIFRS対応の説明に回った。この説明 については、プロジェクトが終了するまで継続的に実施した。(卸売業(商社))
- ✓ グループ会計方針書の策定に当たっては、プロジェクト推進室の中でテーマごとに担当を決め、実際に開示を行う2年前であるIFRS移行日までに策定した。IFRS移行日以降、グループ各社からのフィードバックを受け、会計方針書の更新を行っている。(輸送用機器)
- ✓ グループ会計方針書について、当初は日本語版、英語版のほかに中国語版及びタイ語版を用意した。しかし、その後、中国語版及びタイ語版は更新ができず、廃止した。更新していくことを考慮すれば、むやみに対応言語を増やせばよいということではない。(精密機器)
- ✓ グループ会計方針書に関しては、国内外の子会社等に対して、説明会を 度々実施してIFRSへの理解を深めてもらうようにした。また、子会社等 への教育ツールとして、グループ会計方針書等に加えて動画等も準備して教 育普及に努めた。(卸売業(商社))

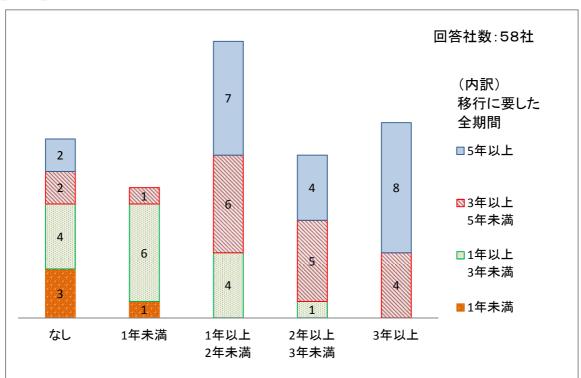
(グループ会計方針書を作成しなかった事例)

✓ IFRS移行年度においては、IFRS対応チームにおいてのみ作業した ため、社内の関連部署には作業を依頼しなかった。その後、関連部署に作業 を依頼するように変更したが、その都度、関連部署とコミュニケーションを

図ることにより対応した。(不動産業)

② システム対応

システム対応に要した期間については、58社から回答を入手した。その平均期間は1年4か月であった。また、システム対応期間のIFRS全移行期間別の状況は【図6】のとおりである。



【図6】システム対応に要した期間別の企業数(全移行期間別)

一般的にIFRSへの移行に際しては、システム対応が不可欠なのではないかという意見が聞かれているが、IFRSの任意適用を目的としたシステム対応を特段行わなかった企業も11社存在した。これらの企業には、従来からシステムの整備が行われていたため新たな対応が不要であった企業、表計算ソフトを使用することにより対応できたという企業が含まれている。これに関連する主なコメントは次のとおりであった。

- ✓ システムについては、表計算ソフトにより財務諸表を効率的に作成できる 仕組みを構築したため、特段の対応をしていない。(サービス業)
- 連結決算用のパッケージはもともと表計算ソフトをベースにしており、I
 FRS対応は特定項目の修正で対応できた。(情報・通信業)

一方、システム対応を行う場合、多くの企業はIFRSの規定を確認し、IFRSへの修正仕訳をパッケージ化・標準化するなど、会計方針を明確化したうえでシステム対応を行う方針を採用していた。後に会計方針の変更等により、手戻りが生じた企業もあったが、基本的に会計方針を明確化したうえで必要な範囲でシステム化に臨むことが、コストの最小化、業務の適正化に資するとする企業が多数であった。この点に関連する主なコメントは次のとおりであった。

- 連結グループ全体をあたかも「一つの会社」として決算を行うべく、グローバルで統一されたシステムを導入するとともに、子会社ごとに経理部門を設置せず、各地域に経理業務を統括する子会社を設立し、上流から下流まで一貫して経理をコントロールするシステムとした。(電気機器)
- ✓ ITチームは、初期の段階から関与し、日本基準とIFRSとの間の差異項目や調整項目のデータ収集方法の検討を含めた全体構想の設計に携わるべきだと考えるが、最初からシステム化そのものが必要だとは考えていない。移行にあたっては、まずは最小限のIT化を目指し、固定資産システムに投入するための基礎データ、IFRSへの修正仕訳及びIFRSに基づく開示データを表計算ソフトで作成し、そのノウハウをパッケージ化・標準化したうえで、必要に応じてシステム開発する方が効率的である。当社では、特定の会計基準への対応としてシステムを開発したが、当初の想定に合わない事例が発生し、コスト・ベネフィットを考えた結果、システムを破棄した経験がある。(精密機器)
- ✓ 全面的なシステム対応を行う方法もあるが、当社は当初から連結レベルでのIFRS対応のみを行うことを念頭に置き、日本基準で作成される単体財務諸表に重要性を勘案して最低限の調整を加えることを考えていた。したがって、当社では、まず差異分析を実施し、重要性により親会社が修正すべき項目を決定し、その後必要な範囲でシステム対応を行うという順序で移行準備を進めた。多くの場合には既存のシステムで必要な情報が入手できており、大規模なシステム改修は必要なかった。(情報・通信業)

IFRSへの移行と同時期に基幹システムの導入を行っている企業もあった。これらの企業の中には、経営管理の高度化のために、IFRSの採用を契機としてシステムの全面的な入れ替え等を行った企業もみられた。こうした企業ではIFRSを経営管理の高度化のための主要なツールととらえ、活用しているといえる。

✓ IFRS導入を契機に基幹システムの導入プロジェクトを進めている。グループ全体で統一的な経営管理をするためには、IFRSに対応するように基幹システムを作りこむことが非常に重要であり、IT部門と連携を取りな

がら進めている。(金属製品・サービス業)

- ✓ グループ各社で会計システムが異なっていたが、IFRSへの移行を契機 に統一した会計システムの構築を進めた。(ガラス・土石製品)
- ✓ IFRS移行後に、海外子会社も含めてグループ全体で統一的に管理する ために、会計関連のシステム入替を実施した。(サービス業)

IFRSの適用に際して導入又は更新を行ったシステムの内容については、 29社から回答を入手した。回答は複数回答を可とした。回答は次の【表4】 のとおりであった。

【表4】IFRSの適用に際して導入又は更新を行ったシステムの内容別の回答数

導入又は更新を行ったシステム	回答数
連結システム	20社
固定資産システム	1 1 社
販売システム	7 社
開示システム	3 社
購買システム	2社
その他	6社

日本基準とIFRSの二重管理を行うために連結システムや固定資産システムを導入又は更新すると回答した企業が多かった。主なコメントは次のとおりであった。

- ✓ システムは、現地基準対応とIFRS対応の二重の帳簿データを保持できるように見直した。IFRS移行後の各子会社は、法制度上必要な現地基準での財務諸表から必要な修正仕訳を反映させてIFRSベースの財務諸表に組替え、本社に報告している。(医薬品)
- ✓ IFRS移行にあたり、営業関係や購買関係のシステムを大きく変更する 必要はなかった。他方、固定資産システムについては、日本基準とIFRS のデータを管理できるように改修を行った。(ガラス・土石製品)
- ✓ システム対応としては、連結会計システム、固定資産システム等の一部のシステムの改修のみで対応した。(電気機器)

また、上記以外のシステムについても改修を行ったと回答した企業もあった。 具体的なコメントは次のとおりであった。

✓ 改修範囲としてはIFRSへの最低限の対応を図るものであり、各グループ会社のシステムは変更せず、親会社の単体及び連結用システムのみを対象

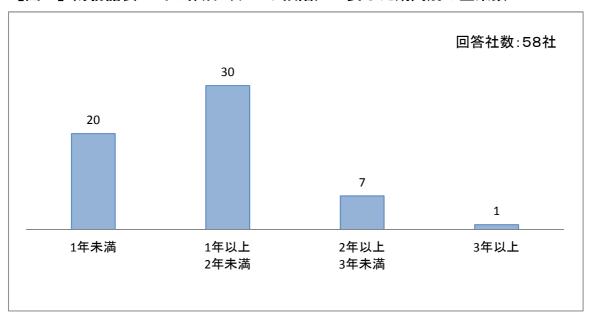
とした。その際、投資システム、売上・仕入システムなどを改修した。(卸売業(商社))

上記のほか、システム対応に関連して、IFRSベースの財務諸表本表や注記を作成するために、子会社等から収集する必要のあるデータを洗い出したうえで、これらを連結パッケージに反映させる対応に時間を要したとのコメントが聞かれた。

③ 財務諸表一式の作成(テスト段階)

IFRSへの移行に際しては、通常、IFRS適用初年度の前年度の数値を用いて試験的にIFRSの財務諸表一式を作成することが行われる。このテスト段階における財務諸表一式の作成に要した期間について、58社から回答を入手した。その状況は次の【図7】のとおりであり、1年以上2年未満と回答した企業が最も多く、次いで、1年未満と回答した企業が多かった。

【図7】財務諸表一式の作成(テスト段階)に要した期間別の企業数



財務諸表一式の作成に関して聞かれた主なコメントは次のとおりであった。

✓ 当社がIFRSへの移行を検討していた時期には、国内に適用企業の前例が無く、参考にできる事例も無かったために、早めに着手したにも関わらず、初度開示まで財務諸表を何度も作り直すことになった。今後移行を検討している企業については、既に公表されている先行事例を研究することが有効であると考える。(精密機器)

- ✓ IFRSは開示量が多いことから、外部アドバイザーを活用しながら欧州 における参考事例の分析を行った。(情報・通信業)
- ✓ 開示に関しては、会計基準の差異分析が終了した段階(プロジェクト開始 3か月後)から開示のひな型の検討に着手した。検討にあたっては、他社事 例、IFRSの基準書及び監査法人の資料を参考とした。(不動産業)

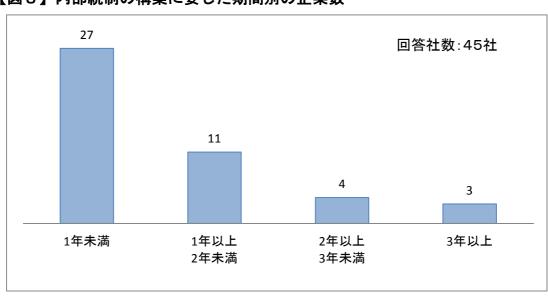
財務諸表一式の作成に関しては、外部アドバイザーの活用や海外事例の研究 を通じ、相当の時間をかけている。その過程では、先行事例が少ないため手戻 りが生じたケースもあった。

しかしながら、ここ1~2年においては、IFRS適用企業が増加しており、 先行事例が積み重なりつつある。

したがって、今後、IFRSの適用を予定している企業にとっては、多くの 先行事例を参考にこれらの作業に要する時間の短縮化が期待できると考えられ る。

④ 内部統制の構築

内部統制の構築に要した期間については、45社から回答を入手した。1年 未満と回答した企業が、27社と最も多かった。なお、回答状況は次の【図8】 のとおりであった。



【図8】内部統制の構築に要した期間別の企業数

内部統制の構築に要した期間を、2年未満と回答した企業の主なコメントは 次のとおりであった。

- ✓ 会計基準は変わったが、チェック体制に大きく変化はなかったため、時間がかからなかった。(証券・商品先物取引業)
- ✓ 内部統制については、IFRSで特徴的なものはなく、IFRS用のチェックリストを整備する程度である。(小売業)
 - 一方、2年以上と回答した企業の主なコメントは以下のとおりであった。
- ✓ IFRSを適用しても会社のビジネスは変わらないが、米国会計基準とIFRSでは会計処理に差異が存在するため、内部統制の文書化の変更にかなり時間と労力を要した。(卸売業(商社))

(3) IFRSへの移行にあたって構築した社内体制

この質問項目では、初期(経理部門を中心としたアクションプランの作成等)、中期(経理部門以外の事業部門や外部業者との連携)、後期(IFRSによる財務諸表の作成・開示)等、企業の実情に応じて区分した期間ごとの業務概要について質問を実施した。この質問項目については、44社から回答を入手した。

IFRSへの移行プロジェクトを初期、中期、後期に分けた場合、企業によって時期は前後するが、多くの場合において次の【表5】に示す業務が行われていた。

【表5】 IFRSへの移行プロジェクトにおけるフェーズ別の主な業務内容

プロジェクトのフェーズ	主な業務内容
初期	✓ 計画の策定
	✓ 影響度調査
中期	✓ 会計方針の策定
	✓ グループ会計方針書の作成
	✓ 財務諸表のひな形の作成
	✓ データ収集方法の検討
	✓ システム対応
	✓ 報告日の統一
後期	✓ グループ展開
	✓ 内部統制の構築
	✓ 財務諸表の作成

【プロジェクトの初期における社内体制】

プロジェクト初期は、経理の通常業務との兼務体制から始めることが多く、 専任体制を敷いている企業においても少人数から始める企業が多かった。

【プロジェクトの中期における社内体制】

プロジェクトの中期になると、ほとんどの企業において専任体制となり、専任者が3名から5名程度の企業が多かったが、最大20名の専任体制とした企業もあった。また、外部アドバイザーが数名常駐しているケースもあった。さらに、企業によっては、IFRSに精通している海外子会社の従業員を呼び寄せて、プロジェクトに参加させていた。

システム対応に関しては、I T部門から専任者が加わっているケースもあれば、専任者を置かないケースもあった。

なお、グループ会計方針書の作成は、中期に行った企業が多いが、「2. I F R S への移行準備・移行コスト」の「(2)業務別の移行期間 ①会計基準の差異分析」(P 3 9)で述べたとおり、企業の規模、グループ会社の広がり等により、初期に作成して見直していく企業もあれば、比較的後期に完成形としてグループ企業に展開する企業もあり、それぞれ最適な時期を選択していた。

【プロジェクトの後期における社内体制】

プロジェクトの後期では、日本基準に基づく決算とIFRSに基づく決算を 並行的に行うために、経理グループ内で日本基準チームとIFRSチームの2 チーム体制としている企業があった。

【IFRSの任意適用後における社内体制】

IFRSの任意適用後は、プロジェクト体制を解消して通常の体制に戻しているため、経理部門の人員数はIFRSプロジェクト開始前と大きく変わらないと回答した企業が多かった。一方、新基準への対応や子会社管理のために人員を残しているケースも見受けられた。

(4) 外部アドバイザーの利用状況

この質問項目では、外部アドバイザーの利用状況について質問を実施し、6 5社から回答を入手した。そのうち59社が外部アドバイザーを利用していた。

外部アドバイザーへの主な依頼事項としては、次の内容が挙げられていた。

- ✓ プロジェクト・マネジメント
- ✓ IFRSとの差異分析
- ✓ グループ会計方針書の作成支援
- ✓ 財務諸表のひな形の作成支援
- ✓ 連結パッケージの作成支援
- ✓ 他社事例の調査
- ✓ グループ展開の支援

- ✓ 内部統制の構築支援
- ✓ システム導入の支援
- ✓ 報告日の統一支援

外部アドバイザーとして、①監査を担当している監査法人(同一グループに属するコンサルティング会社を含む。)を選定するケース、②それ以外のアドバイザーを選定するケースがあった。

①のメリットについては、主に次のコメントが聞かれた。

- ✓ 外部アドバイザーについては、監査を担当している監査法人に要請したため、理解がスムーズであった。(電気機器)
- ✓ 監査法人をアドバイザーとして利用したメリットは、IFRS導入時の検討にあたって、会計処理の未確定部分を少なくすることができた点にあると考えている。また、今回のIFRS適用において、グループ全体で統一した会計方針を徹底することを目指していたため、プロジェクトの過程で、海外子会社の監査法人を同一系列の監査法人に統一し、現地の監査法人に対しても、グループ会計方針に準拠しているかどうかに関する意見を求めることとした。(電気機器)
- ✓ グローバルな会計方針の策定に向け、監査を担当している監査法人と同じ グループに属するコンサルティング会社からアドバイスを受けた方が監査 法人とよりスムーズに議論できると考えた。監査法人とアドバイザーの間で も認識の差はなく、議論を経て定めた会計方針に対する判断を監査法人が後 から覆すケースはなかった。(医薬品)
- ✓ 手戻りを最小限にし、短期でIFRSに移行するには、監査を担当している監査法人と同じグループに属するコンサルティング会社をアドバイザーとして選任し、監査法人とその都度適宜に合意していくのが望ましい。(金属製品)

一方、②のメリットについては、主に次のコメントが聞かれた。

- ✓ 監査を担当している監査法人以外の監査法人をアドバイザーとして利用 したのは、監査法人から教えてもらうというより、一体となってIFRSの 適用ルールを作り上げていきたかったためである。(食料品等)
- ✓ 外部アドバイザーは監査法人とは異なり、企業側の視点で情報を集めてくれ、非常に役に立った。なお、外部アドバイザーを使う場合であっても、企業が自ら判断して主体的に使わなければ十分な成果は得られない。(情報・通信業)
- ✓ 外部アドバイザーとして監査を担当している監査法人以外の監査法人と

契約した。具体的には、社内の議論を経て経理部門が策定した会計方針について、当社と監査法人の見解が相違した場合に、セカンドオピニオンを得る目的で限定的に利用した。会計方針は、アドバイザーに丸投げするのではなく、結局は企業が自ら考えなければならない。外部アドバイザーは、社内で不足している専門的知識等を補い、客観的な見方ができるようするために利用した。(輸送用機器)

いずれのケースにおいても、プリンシプル・ベースの下で会計方針の決定及び財務諸表の作成を行っていくうえで、企業自身がどのように外部アドバイザーと協働していくかというポリシーが存在する企業が多かった。このように企業が主体的にプロジェクトを遂行していくことは重要と考えられる。なお、外部アドバイザーに全面的に業務を依頼する企業は、ほとんどなかった。

(5) IFRSへの移行に直接要した総コスト

この質問項目では、IFRSへの移行に直接要した総コスト、及びその内訳として、①外部アドバイザー(例:他の監査法人、コンサルティング会社)、② 監査法人(通常の監査報酬を除く。)、③会計システムの導入又は更新、④その 他の支出の概算額について質問を実施した。

IFRSへの移行に直接要した総コストについては、48社から回答を入手した。総コストの売上規模別の状況は次の【図9】のとおりであった。

【図9】IFRSへの移行に直接要した総コスト別の企業数(売上規模別)



回答企業の売上規模から分析した場合、総コストが5千万円未満と回答した 企業13社のうち売上高1千億円未満の企業は8社である一方、売上高が1兆 円以上の企業はなかった。他方、総コストが5億円以上10億円未満と回答し た企業8社のうち6社、また総コストが10億円以上と回答した企業7社のう ち6社は、売上高が1兆円以上の企業であった。

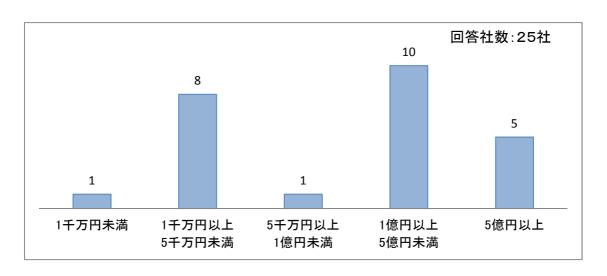
全体的な傾向としては、多角的に事業展開をしており、海外子会社等を多く 保有する企業では総コストが多額となっていた。

コストの内訳については以下のとおりである。なお、IFRSへの移行に直接要した総コストについて回答した企業のうち、その内訳を示していない企業があったため、総コストとその内訳では回答企業数が異なっている。

① 外部アドバイザー

外部アドバイザー(例:他の監査法人、コンサルティング会社)への支出額については、25社から回答を入手した。その回答状況は次の【図10】のとおりであった。

【図10】外部アドバイザーへの支出額別の企業数



② 監査法人

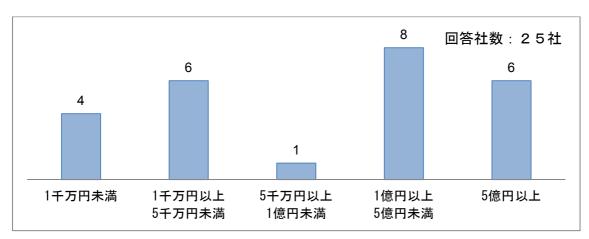
監査法人への支出額(通常の監査報酬を除く。)については、35社から回答を入手した。その回答状況は次の【図11】のとおりであった。

11 回答社数:35社 8 1 1千万円未満 1千万円以上 5千万円以上 1億円以上 5億円以上 5千万円未満 1億円未満 5億円未満

【図11】監査法人への支出額別の企業数

③ システムの導入又は更新

システムの導入又は更新に要した支出額については、25社から回答を入手 した。その回答状況は【図12】のとおりであった。



【図12】システムの導入又は更新に要した支出額別の企業数

④ その他の支出

その他については、6社から回答を入手した。その内容には、退職給付債務 を算出するための報酬、海外子会社の教育のための渡航費や不動産鑑定士への 報酬などが含まれていた。

(6) IFRS適用後における定常状態に移行した後のランニング・コスト

この質問項目では、IFRS適用後における定常状態に移行後のランニング・コストの内容及び移行前のコストとの相違について質問を実施し、39社から回答を入手した。

このうち、IFRS適用後に多額のランニング・コストは発生していないと 回答した企業は25社であった。これらの企業では、経理部門の人員数もIF RS適用前とほぼ同数に戻り、また、IFRS適用時に増加した監査報酬もI FRS適用前の水準に戻っていると回答していた。

一方、IFRS適用後においても移行前と比較して追加的なランニング・コストが発生していると回答した企業は14社であり、ランニング・コストとしては、主に次の内容が挙げられていた。

- ✓ IFRSの新基準への対応等に係る外部アドバイザー費用
- ✓ IFRS適用に関するシステムの維持費用
- ✓ 監査報酬
- ✓ 経理部門増員による社内人件費
- ✓ 外部鑑定費用

3. IFRS移行時の課題をどう乗り越えたか

この質問項目では、IFRS移行時の主な課題について、次の項目から選択のうえ順位付けを依頼し、その理由及びその対応について質問を実施した。

- ①特定の会計基準への対応
- ②会計システムの導入又は更新
- ③内部統制の構築
- ④人材の育成及び確保
- ⑤その他

この質問項目については60社から回答を入手した。回答は複数回答を可とした。

次の【表 6 】は、IFRS移行時の主な課題として 1 位に順位付けした項目別の回答数を示している。

【表6】 I FRS移行時の主な課題として1位に順位付けした項目別の回答数

項目	回答数
① 特定の会計基準への対応	4 3 社
② 人材の育成及び確保	9社
③ 会計システムの導入又は更新	5 社
④ その他	3 社

^{※「}内部統制の構築」を主な課題として1位に順位付けした企業はなかった。

① 特定の会計基準への対応

特定の会計基準への対応をIFRS移行時の主な課題の1位と回答した企業は43社であった。この43社に対して、具体的にどの会計基準が課題となったかについて質問を実施した。回答は複数回答を可とした。この回答において、5社以上の企業が課題として挙げた会計基準は次の【表7】のとおりであった。

【表7】5社以上の企業が課題として挙げた会計基準別の回答数

I	会計基準	回答数
	(a) 有形固定資産 (IAS第16号)	1 2 社
	(b) 収益認識(IAS第11号、第18号)	1 1 社
	(c) 無形資産 (IAS第38号)	8社

(d) 資産の減損 (IAS第36号)	8 社
(e) 金融商品:認識及び測定(IAS第39号、IFRS第9号)	8社
(f) 報告日の統一(IAS第28号、IFRS第10号)	5社

(a) 有形固定資産(IAS第16号)

有形固定資産については、医薬品、卸売業(商社)、精密機器、化学、電気機器、サービス業、その他金融業など幅広い業種において、課題として挙げられていた。具体的な論点としては、減価償却方法の選択、耐用年数の見積りなどが挙げられていた。

減価償却方法の選択に関する課題をどう乗り越えたかについては、次のコメントが聞かれた。

- ✓ 減価償却方法などIFRS適用上で論点となる項目は、なるべく日本基準の単体財務諸表上で取り込むようにした。(電気機器)
- ✓ 固定資産については、税法との関係で単体決算上、定率法を残しているため、固定資産システム上、二重管理をしている。IFRSへの移行時において、会計上の償却方法を定額法に変更した際には、遡及適用に相当の手間がかかった。(食料品等)
- ✓ 減価償却方法について、日本基準で主に使用していた定率法から、IFR Sでは定額法に統一した。遡及適用により移行日時点の簿価が変わってくる が、対象資産の個数が多いため、管理面も含めて相当手間がかかってしまう。 監査法人とIFRSにおいてあるべき簿価について議論した結果、みなし原 価の考え方なども考慮して、最終的には日本基準上の簿価からの修正を最小 限にして、IFRS上の簿価に引き継ぐことができた。(医薬品)

また、耐用年数の見積りに関する課題をどう乗り越えたかについては、次のコメントが聞かれた。

- ✓ まず社内で耐用年数の見積りに対する考え方を整理し、そのうえで具体的な見積り方針や見積り年数を、固定資産の耐用年数の実例を踏まえて検討した。(精密機器)
- ✓ グループ全体の資産を、建物等の全社共通資産、生産設備等の事業共通資産、個社ごとの資産の3種類に区分したうえで、統一した耐用年数を設定した。その際には、システム上、税務用とIFRS用の2通りの耐用年数を管理することができるようにシステムを変更した。(電気機器)
- ✓ 会計上は、従来から法人税法上の耐用年数ではなく、経済的耐用年数を使用しており、税務上は二重の耐用年数のデータを持つことで対応している。 (ガラス・土石製品)

(b) 収益認識 (IAS第11号、第18号)

収益認識については、医薬品、卸売業(商社)、精密機器、化学、電気機器、ガラス・土石製品、サービス業、不動産業、その他金融業など幅広い業種において、課題として挙げられていた。具体的な論点としては、収益認識の時期(出荷基準、着荷基準、検収基準)、売上高の純額表示、複数要素取引の分解、進行基準の適用範囲、リベートの取扱いなどが挙げられていた。ただし、収益認識に関する検討については時間を要したが、一旦、実務を確立できれば、円滑に運用されていると考えられる。

出荷基準に関する課題及び課題をどう乗り越えたかについては、次のコメントが聞かれた。

- ✓ 日本基準の下では、出荷基準で売上を計上していたが、IFRS移行にあたり、検収基準に合わせないといけないと想定していた。しかし、過去数年間の返品データなどを勘案し、重要性の観点も踏まえ、検収の時点ではなく、着荷した時点で収益を計上することができた。(医薬品)
- ✓ 収益認識については、出荷基準から検収基準に修正した。システム上、出荷日だけでなく納入予定日を記録しており、概ね予定日どおりに納入されていることが検証できたため、納入予定日に売上を計上することとした。そのため、一般的に言われているような大きな問題にはならなかった。(ガラス・土石製品)
- ✓ IFRSに移行する前に日本基準において、出荷基準から着荷基準に変更 した。(電気機器)

(c)無形資産(IAS第38号)

無形資産については、医薬品、化学、電気機器などの業種において課題として挙げられていた。具体的な論点としては、社内開発費の資産化、外部から個別に取得した研究開発費(無形資産)、広告宣伝費の資産化などが挙げられていた。社内開発費の資産化に関する課題をどう乗り越えたかについては、次のコメントが聞かれた。

- ✓ 現在の開発プロセスを変えずに入手できる情報を活用して、自動的に資産 化の判断ができるようフローチャートなどを構築しようとした。その際、特 に資産計上の要件を満たすタイミングについて時間をかけて検討した。(電 気機器)
- ✓ 開発費の資産計上についての要件を満たすタイミングを検討したが、開発の最終段階においても当該要件を満たしていないと判断した。結果的に無形資産を計上しておらず、開発費から無形資産に振替えるケースはほとんどな

いのではないかと考えている。(電気機器)

(d) 資産の減損(IAS第36号)

資産の減損については、医薬品、卸売業、サービス業、ガラス・土石製品、証券・商品先物取引業などの業種が課題として挙げていた。特に減損テストを行う資産グループ(資金生成単位)をどのように定めるか、どのような状況で減損を認識するかに関して判断が難しいというコメントが聞かれた。

この点については監査法人と時間をかけて議論を行うことにより課題を乗り 越えたというコメントが聞かれた。

✓ IFRSでは、のれんは減損の兆候が無くても毎年の減損テストが求められるため、減損テストのプロセスを定めるのに大変苦労した。特に資金生成単位をどのように定めるか、どのような状況で減損を認識するかに関し、初度適用時に定めたことが今後も継続されることから、監査法人との調整作業に時間を要した。当社としては、単位が細かくなると減損テストの手間もかかることから、なるべく大きな単位でのれんの減損テストを実施したい意向があったが、監査上それが妥当かどうかという点で検討に多くの時間を要した。(医薬品)

(e) 金融商品:認識及び測定 (IAS第39号、IFRS第9号)

金融商品の認識及び測定については、卸売業(商社)、証券・商品先物取引業、サービス業などの業種において課題として挙げられていた。具体的な論点としては、非上場株式の公正価値測定などが挙げられていた。非上場株式の公正価値測定については、特にベンチャー企業への投資の評価が難しかったとのコメントが聞かれた。この課題をどう乗り越えたかについては、次のコメントが聞かれた。

- ✓ どのような技法で公正価値測定するか、実務でどのように対応するか検討し、監査法人と相談して、実務上の細則をとりまとめ、子会社に示した。(電気機器)
- ✓ 非上場株式の公正価値測定などへの対応が課題となったが、外部アドバイザーから、必要なデータの収集方法や計算方法などのレクチャーを受け、自社で公正価値測定を行えるようにした。(サービス業)

(f)報告日(決算日)の統一(IAS第28号、IFRS第10号)

報告日の統一については、卸売業 (商社)、化学、サービス業などの業種が課題として挙げていた。具体的には、次のコメントが聞かれた。

✓ 子会社等の決算日を変更することは、経営管理にも影響を及ぼすため、I FRSプロジェクトをトップダウンでしっかり進めないと実現は難しいと 思う。決算日の変更には時間がかかるので、プロジェクト初期から対応を開 始し、IFRSへの移行日前には完了した。(卸売業(商社))

② 人材の育成及び確保

人材の育成及び確保に関しては、IFRSに精通した人材の確保という質的な課題とIFRS適用に必要となる業務量に応じた人員の不足という量的な課題が挙げられていた。具体的な課題としては、次のコメントが聞かれた。

- ✓ 人材の育成及び確保について、人員数でなく、人材の質が重要だと考えた。 新しい事象に対し、英文の会計基準を読んで、その事象に適用して、会計の 言葉で説明資料を作成するようなスキルは通常の経理業務ではなかなか身 につかない。新しい論点が生じたときに、自力で考え、自ら手を動かして解 決する人材が求められる。(証券・商品先物取引業)
- ✓ IFRSは原則主義であり、解釈の余地が大きい。新しい事象が起こった際に、会計基準を読んで論理的に会計処理まで組み立てられる人材がIFR Sの実務に向いている。マニュアルどおりに動くのではなく、自分で考え、 監査法人とディスカッションができるような論理構成力の高い人材が求め られる。(小売業)
- ✓ IFRSに基づくグループ会計方針書を策定するためには、社内のリソースでは不足していた。(卸売業(商社))

人材の育成及び確保に関する課題への対応としては、各企業の状況に応じて次の対応策が採られていた。

- ✓ 社内研修会の実施
- ✓ グループ会社への説明会の実施
- ✓ 決算業務におけるOJT
- ✓ 外部セミナーへの参加
- ✓ IFRSを適用している海外子会社からの人員受入
- ✓ IFRS導入経験者等の採用

これらの対応策についてのコメントは次のとおりであった。

- ✓ IFRSの導入経験のある欧州の子会社から本社経理部門にスタッフを 受け入れ、IFRSによる決算業務を円滑に進めるための知識や経験を本社 経理部門のスタッフに伝えてもらっている。(医薬品)
- ✓ 全社的にIFRSを理解しているスタッフを配置するため、ここ3年ほ

ど、経理部門に配属した新入社員を、育成後に他部門に異動させている。あわせて、他部門に籍を置いたまま2年程度の期間で経理部門に受け入れている。また、人材育成のため、経理部門主催の社内セミナーの実施(Web セミナーを含む)や外部セミナーへの参加も行っている。(医薬品)

- ✓ 人材育成についてはOJTが中心であるが、内部育成の一環として、ここ数年は第2四半期終了後の業務閑散期に、新会計基準や他社のアニュアルレポートの読み合わせを行う勉強会の実施や新しく当社に加わった社員向けにIFRSに関する研修会などを行っている。(サービス業)
- ✓ 会計方針やマニュアルに関しては、国内外の子会社等に対して、説明会を 度々実施してIFRSへの理解を深めてもらうようにした。また、子会社等 への教育ツールとして、グループ会計方針書等に加えて動画等も準備して教 育普及に努めた。(卸売業(商社))
- ✓ 人材の育成に関しては、子会社の協力体制を構築することに苦労した。子会社のキーマンには親会社から積極的にレクチャーを行い、その者を核に子会社内でのノウハウや認識の共有を図った。(電気機器)
- ✓ 人材開発の面では、海外子会社が所在する国ごとに勉強会を実施しており、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」など今後課題となる 基準を中心に取り上げている。また、新入社員は決算業務においてOJTにより教育を行っている。(情報・通信業)
- ✓ 年に1度、年度決算に向けた教育を行っている。具体的には、連結決算システムの入力方法やグループ会計方針書の改訂、IFRSの新基準について説明している。また、グループ会計方針書を改訂したときに、その内容をイントラネット上に公開している。(ガラス・土石製品)

③ 会計システムの導入又は更新

会計システムの導入又は更新を I F R S 移行時の主な課題の 1 位と回答した 企業は 5 社であった。主なコメントは次のとおりであった。

- ✓ 固定資産システムは、税法との関係で単体決算は定率法に基づく計算を残しているため、二重管理となっている。IFRSに対応したシステムを当初設計した際は、時間的な制約もあって、既存のシステムから独立したシステムでデータを作成したため、非常に処理が複雑となったが、現在は1つのシステムの中でいずれの方法でも計算可能となった。(食料品等)
- ✓ 固定資産管理をIFRS、日本基準、税法の3つの基準で管理するシステムに移行したが、その際、既に実績のあるシステムを調査して導入した。(医薬品)

✓ 単体決算は日本基準、連結決算はIFRSが適用されるため、事業部門からのヒアリングやシステムベンダーとの協議により新規プログラムを開発した。事業部門に新たな負荷をかけずに2つの会計処理が可能となる方法や単体会計システムと連結会計システムの連携方法の策定に最も時間を要した。(医薬品)

システムの導入又は更新に関する対応状況は、「2. IFRSへの移行準備・移行コスト」の「(2)業務別の移行期間 ②システム対応」(P42)を参照のこと。

④ その他

回答企業のうち3社は、上記①から③の課題以外のものをIFRS移行時の主な課題の1位と回答した。

このうち1社は、会計基準変更に対する抵抗感の低減を挙げていた。長年慣れ親しんできた会計基準からIFRSに移行することについては、多数の子会社等の経理担当者が抵抗感を示していたことから、国内外において多数の説明会を開催し、会計基準の差異が大きい分野については、社内のワーキンググループやタスクフォース等を通じて入念な説明を行うことによって対応した。

⑤ 内部統制の構築

内部統制の構築をIFRS移行時の主な課題の1位と回答した企業はなかった。内部統制の構築に関する課題は、他の課題に比べて相対的に重要度が低いと考えられる。

4. 監査対応

この質問項目では、IFRSに係る監査対応についての課題及びその対処、 監査対応が改善された場合の内容について質問を実施した。

(1) 監査対応に関する課題

IFRSに係る監査対応について課題があると回答した企業は35社であり、 主に次の課題が指摘された。

- ① IFRSの解釈
- ② 監査法人の知識・経験不足
- ③ 対応時間の増加
- 4 ビジネスの実態判断
- ⑤ その他

① IFRSの解釈

IFRSの解釈については、次のコメントが聞かれた。

- ✓ 監査法人が自己の内部マニュアルに基づいて形式的な解釈を行う。
- ✓ 日本の監査法人で結論が出せない場合には、海外提携先の監査法人の本部 に照会するため、結論が出るまでに時間がかかる。
- ✓ 日本の監査法人による見解と海外子会社の監査を担当している海外提携 先の監査法人による見解が異なる。
- ✓ 監査法人間で解釈が異なる。

具体的なコメントは次のとおりであった。

(内部マニュアルによる解釈)

- ✓ IFRSへの移行において、事例が少ないことを理由に、監査法人から形式的な解釈を示されることが多く、その対応に苦慮している。外部アドバイザーと共同で個々の論点に関する自社の考えを整理できた点は原則主義のIFRSのメリットと捉えているが、最終的には監査法人を納得させなければならない点がIFRSの任意適用が進まない一因ではないか。(化学)
- ✓ 監査法人のグローバル・マニュアルありきの姿勢には違和感がある。ただ、 原則主義は細則主義に比べて解釈に幅があるため自社のスタンスを主張し やすく、その点はメリットと捉えている。(卸売業(商社))
- ✓ 監査法人は、IFRSに規定されていない取引の会計処理について、監査 法人が作成した内部マニュアルに従って監査上の判断を行う傾向があるた

め、監査の透明性や他社との比較可能性に課題がある。(医薬品)

(海外提携先の監査法人の本部への照会)

- ✓ 監査法人が海外提携先の本部に問い合わせることが度々あったが、本部が 日本における我が業種のビジネスを全く理解していないと思う回答も多か った。(卸売業(商社))
- ✓ 監査法人に新たに認識した課題を相談した際、監査法人が海外提携先の本部に確認することが多い。海外提携先の本部に確認する場合は、2週間程度で回答されるケースは早い方であり、数か月待たされるケースもある。監査法人もまだIFRSに慣れていないため、従来のようにスムーズにはいかない。(卸売業(商社))
- ✓ 問い合わせに対する監査法人の回答は、非常に時間がかかった。日本に先行事例がないために監査法人自体にも十分な経験の蓄積がなく、ロンドンの本部に照会していたこと(回答まで3か月程度かかるケースもあった)、当社の解釈がそのまま日本の先行事例となるために慎重に判断していたことなどが理由である。なお、こうした回答に要する時間などに対する問題点は、日本の監査法人にノウハウが積み上がってきたこともあり、大幅に短縮されている。(証券・商品先物取引業)

(日本の監査法人と海外提携先の監査法人による見解の相違)

- ✓ IFRS移行後は、全社がグローバルで統一したIFRSを適用して財務 諸表を作成しているために解釈を揃えなければならないが、本社と日本の監 査法人の間で合意した見解と、海外子会社の監査人である海外提携先の監査 法人の見解とが一致しないケースが生じた。IFRSは原則主義であるため 解釈に幅があり、現地基準の考え方に影響を受けやすく、結果的に地域ごと に解釈が異なっていた。この場合、日本の監査法人と海外提携先の監査法人 の間で意見を調整してもらう必要があった。現在では、日本の監査法人と海 外提携先の監査法人の間で情報の共有などをお願いしている。(医薬品)
- ✓ 当社の監査法人と、既にIFRSに基づいて会計処理していた海外子会社の監査法人との間で見解が一致しない場合もあった。グループ会計方針では、IFRSの解釈を意図的に狭めている部分もあるが、海外子会社を担当する現地の監査法人には必ずしも浸透していないため、行き違いが生じる場合があり、改善の余地があると考えている。(電気機器)

(監査法人間の解釈の相違)

✓ 監査法人と外部アドバイザーである監査法人の間で、会計基準に対するそれぞれの内部マニュアルによる解釈が異なるため、両者の見解が異なる事例

② 監査法人の知識・経験不足

複数の企業から、監査法人の担当者のIFRSに関する知識・経験が不足していることにより対応が不慣れであるとのコメントが聞かれた。主なコメントは次のとおりであった。

- ✓ プロジェクトの初期は監査法人もIFRSに関する知識・経験に乏しく、 相談しても満足のいく回答はあまり得られなかった。(卸売業(商社))
- ✓ 監査法人においてIFRSの対応事例が少なかったため、特定の会計処理 に関して他社事例を質問しても的確な回答がされなかった。監査法人として 我々のビジネスを理解したうえで、IFRSのポイントを押さえた対応を期 待していたが、期待通りにはいかなかった。(サービス業)
- ✓ 監査チームの中にIFRSに関する理解や経験が十分でない人材が多い ため、基礎的な説明を行う等の対応が必要となる。(医薬品)

③ 対応時間の増加

監査対応の時間については、実質判断を求める原則主義への対応から監査法人との協議時間や作成資料が増加していること、開示項目の増加により、監査法人からの質問に対応する時間が増加しているとのコメントが聞かれた。主なコメントは次のとおりであった。

- ✓ IFRSは原則主義であるため、実質判断を求められる場面が増加した。 このため、IFRSに明記されていない事象について当社としての方針を説明したうえで、監査法人と議論を重ねるという対応が必要となった。(卸売業(商社))
- ✓ IFRSは注記の開示内容が多く、従来よりも膨大なデータを使用するため、当初は監査法人からの質問事項が多くその対応に多くの時間を要した。 (電気機器、医薬品)

④ ビジネスの実態判断

ビジネスの実態判断について聞かれた主なコメントは次のとおりであった。

✓ 監査法人の中で、企業のビジネスの実態を把握しようとしている者はごく 少数であり、監査マニュアルに偏重した姿勢が強く感じられる。この点は、 当社のように分かりやすいビジネスを参考にして、対応を改善していただき たい。(化学) ✓ 開示方針の検討では、企業の業態や特性などを考慮せず、監査法人のチェックリストを用いて細部にわたり指摘があったため、その対応に多くの時間を要した。(卸売業(商社))

⑤ その他

その他課題について聞かれたコメントは主に次のとおりであった。

✓ 会計方針の検討では、移行準備に長期間を要する中、一旦、監査法人と合意した会計方針が後になって否定されるケースが散見された。(情報・通信業、卸売業(商社))

(2) 監査対応に関する課題への対処

監査対応に関する課題への対処としては、監査法人と早めに協議し密接なコミュニケーションを図ることが挙げられていた。主なコメントは次のとおりであった。

- ✓ IFRSは原則主義であり、企業の方針や主張が重視されるため、監査法人と協議する際に、会計処理の背景や根拠について以前よりも入念に社内で確認するようになった。そのうえで早めに監査法人に相談するようになった。(食料品等)
- ✓ IFRSに移行することにより、監査上新たに必要となる手続や確認しなければならないデータが発生する。当社側で監査人の作業がスムーズに進むように資料・データの提出方法を工夫すれば、監査工数を減らすことができるとともに、監査人からの迅速な結論の入手に繋がると考えている。(輸送用機器)
- ✓ かつては問題が起こってから監査法人と議論していたが、現在は毎週定期的に議論している。主として当社から議題を提示するが、監査法人から提示されることもある。毎週の会議を行うことにより、今後予想される会計上の論点についても議論ができ、前もって検討することができるようになった。(電気機器)
- ✓ 監査法人に案件の相談を早めに行うようにするとともに、監査法人に対しても検討を前倒しで行うように依頼した。(サービス業)
- ✓ 会計上の懸案事項が発生した場合、当社側でできるだけ早く対応し、監査 法人が検討する時間を十分に確保することを心がけている。(サービス業)

(3) 監査対応における改善事項

IFRSの任意適用の事例が積み上がってきた結果、監査法人の経験が増え、 監査対応が改善されているというコメントも聞かれた。主なコメントは次のと おりであった。

- ✓ 以前は質問への回答に時間がかかっていたが、こうした問題点は、日本の 監査法人にノウハウが積み上がってきたこともあり、大幅に改善されてい る。(証券・商品先物取引業)
- ✓ 日本におけるIFRSの監査実例が豊富ではないという問題があったが、 IFRS導入時よりも、監査実務が積み上がったことにより、監査対応は改善されている。(卸売業(商社))
- ✓ 監査法人に対して適切かつ迅速な回答や海外提携先の監査法人との十分な連携を何度も強く求めた結果、対応が改善された。(卸売業(商社))

5. 移行によるメリット

この質問項目では、IFRSへの移行による実際の主なメリットについて、次の項目から選択のうえ順位付けを依頼し、その理由について質問を実施し60社から回答を入手した。回答は次の【表8】のとおりであった。

【表8】 I F R S への移行による主な実際のメリットとして 1 位に順位付けした項目別の回答数

	回答数	
1	経営管理への寄与	2 7 社
2	比較可能性の向上	1 2 社
3	業績の適切な反映	9社
4	海外投資家への説明の容易さ	7社
5	資金調達の円滑化	2社
6	その他	3社

回答企業60社のうち54社は、「1. IFRSの任意適用を決定した理由・経緯」の「(1)任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主なメリット」(P27)における回答と同じ順位を回答している。なお、IFRSへの移行を決定した段階又はIFRSによる連結財務諸表をまだ提出していない段階であることなどから、実際のメリットについて回答していない企業があった。

経営管理への寄与を移行による実際のメリットと回答した企業の主なコメントは次のとおりであった。

- ✓ 経営管理の高度化に向けた自社の会計や財務報告のあり方について、IFRSが原則主義であることや個々の会計基準の趣旨を踏まえ、経営層を含め 全社的に議論をする良い機会となっている。(化学)
- ✓ IFRSを導入したことにより、グループ会社がIFRSという1つの言語で連結決算を行えるようになり、また、財務報告用の数値と社内管理用の数値を整合させたことが、最大のメリットである。(ガラス・土石製品)
- ✓ IFRSの任意適用前は、海外子会社の現地基準による報告数値を親会社で米国会計基準に置き換える必要があった。親会社と海外子会社の会計基準が異なるため、業績に関して親会社と子会社の認識が異なることもあった。 IFRSを適用したことにより「モノサシ」が一つになり、子会社の業績をより正確に把握できるほか、業績面での子会社との認識の相違も避けられると考えている。(卸売業(商社))
- ✓ 投資先である海外のファンドは先行してIFRSを適用している一方で、 当社及び当社が日本で出資しているファンドは日本基準を適用していたた。

め、移行前は投資評価に差異が生じていた。IFRSへの移行により差異がなくなり、経営判断の一貫性が高まった。(証券・商品先物取引業)

「経営管理への寄与」をIFRSへの移行による主な実際のメリットの1位に変更していた企業が1社あった。コメントは以下のとおり。

✓ IFRSへの移行を契機にグループの会計方針を整備し、統一的なグループ会計方針書を策定した。本社と国内外のグループ会社がグループ会計方針書を会計面での共通言語として使用することにより、業務効率の改善に一定の成果を上げている。(卸売業(商社))

6. 移行によるデメリット

この質問項目では、IFRSへの移行に伴うデメリットの有無について質問を実施し46社から回答を得た。39社はデメリットがあったと回答し、複数のデメリットを挙げていた企業もあった。また、7社はデメリットがなかったと回答した。

(1) IFRSへの移行に伴うデメリット

IFRSへの移行に伴うデメリットとしては、主に次の内容が挙げられていた。

- ① 実務負担の増加(27社)
- ② コストの増加(12社)
- ③ 業績の表示(6社)
- 4) 適用の困難さ(5社)

① 実務負担の増加

IFRSへの移行に伴うデメリットとして実務負担の増加を挙げていた企業は27社であった。

実務負担の増加としては、主に次の内容が聞かれた。

一時的な実務負担の増加	グループ会計方針書の作成		
一時的な美術貝担の増加	報告日(決算期)の統一		
継続的な実務負担の増加	複数帳簿管理		
	開示量の増加		
	日本基準との並行開示		
	監査法人との協議の増加		

実務負担の増加への対応としては、決算プロセスの見直しやシステム化による効率化、経験者の採用などが挙げられていた。また、増加した作業については本社経理部門だけではなく、子会社や事業部門に負担を分散させたとのコメントも聞かれた。具体的なコメントは次のとおりであった。

(決算プロセスの見直しやシステム化による効率化)

✓ IFRSの初度開示に向けて、問題点の洗い出しを兼ねたIFRSに基づく試験的な財務諸表の作成を繰り返し行い、海外の各拠点の代表と頻繁に打ち合わせを行い、決算プロセスを作り込んだ。(輸送用機器)

✓ 作業負担をできるだけ増やさないようにするため、優先順位・重要性を踏まえ、業務の効率化・システムの改善を実施した。(化学)

(経験者の採用)

✓ IFRSへの移行前後で経理部門の人数は大きく変わっていないが、人数よりも質を向上させるためにIFRS実務の経験がある公認会計士を2名採用した。(証券・商品先物取引業)

実務負担の増加としてコメントが多かった複数帳簿管理への対応としては、 重要性を勘案しながら、日本基準における会計処理がIFRSにおいても選択 可能か否かについて監査法人と協議したというコメントが聞かれた。また、I FRSに移行する前に日本基準においてIFRSの適用を見据えた会計方針の 変更を行ったというコメントも聞かれた。

主なコメントは次のとおりであった。

- ✓ 個別基準の検討において、日本基準における現状の会計処理が I F R S に おいても認められるのではないかという観点で検討し、調整が必要な項目を 絞っていった。(ガラス・土石製品)
- ✓ 固定資産の減価償却方法について、IFRSへの移行前に定額法に統一した。また、決算期については、IFRSへの移行前に国内子会社も含めて12月決算に統一した。(ガラス・土石製品)

② コストの増加

IFRSへの移行に伴うデメリットとしてコストの増加を挙げていた企業は12社であった。

具体的なコストとして、IFRSへの移行に関する外部アドバイザー費用、 追加的な監査報酬、システム対応に関するコストが挙げられていた。

IFRSへの移行に関するコストについては、「2. IFRSへの移行準備・移行コスト」の「(5) IFRSへの移行に直接要した総コスト」及び「(6) IFRS適用後における定常状態に移行した後のランニング・コスト」を参照のこと(P50~53)。

③ 業績の表示

IFRSへの移行によるデメリットとして業績の表示を挙げていた企業は6社であり、主なコメントは次のとおりであった。

✓ 日本基準では特別損益として表示される項目がIFRSでは営業利益に

含まれる。

- ✓ IFRSでは非継続事業について独立の区分で表示される。
- ✓ 企業結合により発生したのれんが償却されない。
- √ 売買目的保有ではない資本性金融商品の公正価値の変動をその他の包括 利益に表示する選択を行った場合、当該資本性金融商品を売却しても売却損 益が認識されない。
- ✓ 非上場株式についても公正価値で測定される。

④ 適用の困難さ

IFRSへの移行によるデメリットとして適用の困難さを挙げていた企業は 5社であり、主なコメントとして先行事例の不足が挙げられていた。

先行事例の不足への対応として、次のコメントが挙げられていた。

✓ 複数の監査法人から会計基準の解釈や見解を聴取した。また、同一業界や他の業界の会社と密に情報交換を行うことにより、当社のビジネスモデルの実態に合った会計基準の適切な適用に努めた。(化学)

その他、会計基準が難解であることや頻繁に改正されることについて適用上の困難であるとのコメントが聞かれた。このデメリットへの対応については、外部アドバイザーの活用が挙げられていた。

(2) 移行前に想定していなかったデメリット

ほとんどの企業は、IFRSへの移行前に想定していなかったデメリットはないと回答していた。

回答企業のうち1社は、想定していなかったデメリットとして、会計基準の 規定の解釈が定まっていなかったため、会計処理の決定に手戻りが発生したこ とを挙げていた。

(3) 移行前に想定したほどではなかったデメリット

移行前に想定したほどではなかったデメリットについて回答した企業は5社であり、主なコメントは次のとおりであった。

(日本基準から I F R S への組替作業)

✓ 表計算ソフトを活用しフォーマット化したことによりIFRSに組み替える手間は想定していた程ではなく、日本基準で連結を行っていた時と同じスケジュールで月次決算を完了している。(サービス業)

(複数帳簿管理)

✓ 国内各社において単体決算に日本基準を適用し、連結決算にIFRSを適用することにより生じる二重計算については、想定していた程の負荷はなかった。(ガラス・土石製品)

(収益認識や有形固定資産に関する会計処理の適用方法)

✓ 着荷基準や経済的耐用年数の採用等、特定の会計基準の適用について、当 初想定していたよりも簡便的な方法を採用することができた。(医薬品)

(新システムへの残高移行)

✓ 新システムの導入に伴う帳簿残高の移行において、相当の混乱が予想されていたが、比較的スムーズに完了した。(卸売業(商社))

7. 要望

この質問項目では、国際会計基準審議会(IASB)や企業会計基準委員会 (ASBJ)、金融庁・監査人・アナリスト等に対するIFRSに関する要望に ついて質問を実施した。

(1) IASBやASBJに対する要望

① IASBに対する要望

IASBに対する要望について回答した企業は13社であった。回答は複数 回答を可とした。主な回答は次の【表9】のとおりであった。

【表9】IASBに対する要望事項

要望事項	回答数
実務を重視した基準開発	4 社
開示項目の妥当性に関する検討	4 社
ガイダンス等の充実	4 社
のれんの会計処理の見直し	3社
作業計画の遵守	2社

実務を重視した基準開発については、財務諸表作成者の観点を重視すること や実務上の実行可能性に配慮することを求めるコメントが聞かれた。

開示項目の妥当性に関する検討については、IFRSでは多くの開示が求められているが、コスト・ベネフィットや利用者にとっての有用性の観点を考慮して開示項目を決定すべきとのコメントが聞かれた。

ガイダンス等の充実については、IFRSの任意適用が円滑に拡大していくためにはガイダンス、教育文書や解釈指針の充実が必要であるとのコメントが聞かれた。

のれんの会計処理の見直しについては、のれんを償却した方が自社の業績を 適切に反映できるため、のれんは償却すべきであるとのコメントや、減損テス トの簡素化を求めるコメントが聞かれた。

② ASBJに対する要望

ASBJに対する要望について回答した企業は21社であった。回答は複数 回答を可とした。主な回答は次の【表10】のとおりであった。

【表10】ASBJに対する要望事項

要望事項	回答数
コンバージェンスの促進	16社
解釈に関する課題への対応	5社
IASBに対する意見発信	4 社
セミナー等による情報発信	4 社

日本基準において、IFRSなど国際的な会計基準との更なるコンバージェンスを求めるコメントが聞かれた。

解釈に関する課題への対応に関しては、企業ごと又は監査法人ごとに解釈が 異なることへの対応として、見解を統一するための会議体の設置を求めるコメ ントなどが聞かれた。

また、IASBに対する意見発信に関しては、質の高い意見発信を継続していくことにより日本のプレゼンスを高めることを期待するコメントや日本における会計処理のうち重要と考えられる項目については積極的に主張し、日本基準とIFRSとの差異をさらに少なくすることを要望するコメントが聞かれた。

セミナー等による情報発信については、会計基準の策定・変更時などにおいて適時に情報を提供することや、具体的で分かりやすい解説を求めるコメントが聞かれた。

(2) 金融庁への要望

金融庁への要望について回答した企業は34社であった。回答は複数回答を 可とした。主な回答は次の【表11】のとおりであった。

【表11】金融庁への要望事項

要望事項	回答数
日本基準との並行開示の見直し	2 0 社
単体開示の簡素化等	14社
IFRSに基づく単体開示の許容	10社
四半期報告制度の見直し	8社

日本基準との並行開示については、IFRSと日本基準の二重管理の負担感、のれんや退職給付に係る仮定計算の有用性への懸念、IFRSに基づきグループの経営管理を統一しているにもかかわらず、日本基準に基づく情報を継続的に開示することの必要性への疑問を挙げる企業が見受けられた。

単体開示については、更なる簡素化または廃止を求めるコメントのほか、Ⅰ

FRSの単体財務諸表への適用を求めるコメントが聞かれた。

四半期報告制度については、四半期報告書の更なる簡素化や廃止を求めるコメントが聞かれた。

(3) 監査人に対する要望

監査人に対する要望について回答した企業は24社であった。回答は複数回答を可とした。主な回答は次の【表12】のとおりであった。

【表12】監査人に対する要望

要望事項	回答数
質問に対する回答の早期化	1 2 社
IFRSに対応できる人材・体制整備	9社
実質的な判断の実施	6社
監査法人間での解釈の相違の解消	5社

質問に対する回答の早期化については、現状では論点に関する見解を照会した場合に時間を要していることに関して改善を求めるコメントが聞かれた。

IFRSに対応できる人材・体制に関しては、日本において主体的に判断する体制を確立すべきとするコメントが聞かれた。

実質的な判断の実施については、原則主義を活かし、監査法人内のマニュアルに必ずしもしばられず各社の状況等を十分に勘案したうえで見解を出すことを求めるコメントが聞かれた。

現状IFRSに関する解釈が監査法人間で統一されていないケースがあることに関して、監査法人間で話し合いを行うことにより解釈の相違を解消することを求めるコメントが聞かれた。

(4) アナリスト等の財務諸表利用者に対する要望

アナリスト等に対する要望について回答した企業は10社であった。複数の 回答企業からIFRSに関する知識の向上を求めるコメントが聞かれた。

(5) その他

上記のほか、会社法上の単体財務諸表や法人税法上の決算書においてもIFRSの適用を認めることを求めるコメントが聞かれた。

8. IFRSの任意適用を検討している企業へのアドバイス

IFRSの任意適用を検討している企業へのアドバイスなどについて30社から回答を入手した。主なコメントは以下のとおりであった。

(1) 任意適用のメリット

IFRSの適用は「目的」ではなく経営の質を高めるための「手段」と考えるべきであるというコメントが聞かれた。

- ✓ 海外企業の買収を機に、会計基準と決算期の統一を通じてグループ全体を「一つの会社」とみなして経営管理を行う必要性を感じた。今後は基本的にIFRSをベースとした全社的経営管理体制に移行し、予算もIFRSベースで管理する予定である。IFRS導入は経営の質を高めるための手段であり、目的ではないと考えている。そのため、大きな視点から明確な目的をもってIFRSを導入することが大切である。(金属製品)
- ✓ 当社は、IFRSへの移行について、財務会計の対応だけに限らず経営管理の「モノサシ」も統一し、これにより経営管理の高度化を図っている。IFRSへの移行は、会社経営を強化することが目的であり、IFRSを適用すること自体が目的ではない。(輸送用機器)
- ✓ 当社は、グローバルの共通経営基盤として同じ「モノサシ」をベースに意思決定や業績評価ができるようにすること、財務プロセスの透明性を高め内部統制のリスクも軽減することをメリットとして考え、IFRSを導入した。IFRSを導入すること自体を目的とはせず、いかに経営に活かしていくかを常に考えながら導入していくことが必要である。(ガラス・土石製品)
- ✓ IFRS導入自体を目的化するのでなく、経営の目的・目標に沿っている かという観点から、IFRSの導入を検討すべきと考える。(電気機器)

また、自社の観点だけでなく、大局的な視点で検討することを推奨するコメントが聞かれた。

✓ IFRSの適用を検討するにあたっては、自社へのメリットばかりにとらわれず、日本の証券市場の活性化や国際的な比較可能性の向上等も視野に入れつつ検討をしていただきたい。(医薬品)

(2) IFRSへの移行プロセス

IFRSプロジェクトの進め方、スケジュールなどについて回答を入手した。

✓ IFRSの適用を一から検討することは相当の労力と費用を要するため、 既に任意適用している企業へ積極的に問い合わせし、企業の意見や実務を参 考にしてスムーズな移行を行っていただきたい。(電気機器)

- ✓ IFRS適用企業が増加し、国内にも導入ノウハウが蓄積され、従前よりも短期間かつ低コストで適用できる環境が整いつつある。先行適用企業や監査法人、同業他社との連携を図ることで、より効率的な適用が可能となるのではないか。(医薬品)
- ✓ IFRS適用企業の事例を知ることにより、移行コストの最小化、移行期間の短縮にもつながるため、これらの企業と積極的に連携を図ることを勧める。(電気機器)
- ✓ 投資家にとって国内外の同業他社との比較可能性の確保は重要であるため、適用時期など国内の同業他社との連携も重要と考える。(医薬品)
- ✓ 各業種内で先行企業の事例を集約及び公開し、業種全体での早期移行を目指し、コストや導入モデルの最適化を図る必要があるのではないか。その結果、先行コストを負担する企業にとっても、業種として事例が増え、業種内のスタンダードが確立することは、先行企業のベネフィットになりうる。こうした形での業種内(外)での連携を図ってはどうか。(化学)

その他、細部にこだわることなく、プロジェクトを進めることを推奨するコメントが聞かれた。

- ✓ 検討段階では細かな違いに目が行ってしまい、なかなか先に進まないケースもあると思うが、影響の小さい部分は後回しにして、一度、形にしてから細部を詰めていくようにするとスムーズに進められる可能性がある。(電気機器)
- ✓ 個々の論点で立ち止まっていてはなかなか検討が進まない。また、当初、 課題視していなかった会計処理でも実際やってみるとうまくいかないもの も出てくる。そのため、多少不明な点があっても、一旦、最後まで通して財 務諸表を作成してみることが重要と考える。(サービス業)

(3) 人員体制

IFRSプロジェクトにおける専任体制についてコメントが聞かれた。

✓ 当社は専任体制をとらず、兼務者のみでIFRSへの移行に取り組んだため、各個人にかかる負担が増大してしまった。IFRS専任チームをなるべく早期に発足させた方が効率良く移行できると考える。(卸売業(商社))

(4) 会計基準への対応

IFRSへの移行前に日本基準において対応することと、重要性を十分勘案

することを推奨するコメントが聞かれた。

- ✓ 移行時の会計基準間の差異を最小限に抑えるべく、IFRSで求められる 会計処理で日本基準でも採用できるものについては、日本基準の段階であら かじめ取り込みを行った。(電気機器)
- ✓ IFRSへの移行前から、会計システムの統合や会計方針の標準化など幅 広く実施し、最終的にIFRSに移行した際にこれらのインフラ整備は効果 があった。(ガラス・土石製品)
- ✓ 日本基準の段階で、IFRSでも使うことができる会計処理をできる限り 採用してはどうか。(医薬品)

また、重要性に応じた会計処理の対応に関しては次のコメントが聞かれた。

- ✓ IFRSへの移行に際しては重要性基準を設け、できるだけシンプルな処理を行うことが必要と考えている。(医薬品)
- ✓ IFRSにも重要性の考え方はあるので、メリハリをつけて会計方針や会計処理を整備してはどうか。(医薬品)